

第3期
大月市子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年3月

大月市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状	3
1. 人口や世帯等の動向	3
2. 子育て施策の実施状況	7
3. ニーズ調査のとりまとめ	17
4. 前計画の評価と課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念	35
2. 基本目標	36
3. 施策の体系	37
第4章 施策の展開	39
基本目標 1 地域における子育て支援の推進	39
基本目標 2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援	48
基本目標 3 親子の健康の確保・増進	55
基本目標 4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実	67
基本目標 5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進	73
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策	77
1. 教育・保育提供区域の設定	77
2. 子ども数の将来予測	78
3. 幼児期の教育・保育事業	79
4. 地域子ども・子育て支援事業	82
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	92
第6章 計画の推進に向けて	93
1. 計画の推進体制	93
2. 計画の進行管理	94
資料編	95
1. 大月市子ども・子育て会議条例	95
2. 大月市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）	97
3. 第3期大月市子ども・子育て支援事業計画策定経過	97

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子化や核家族化の進行、ライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化等、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体で子育てを支援していくことが重要となっています。

このような中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成24年には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して「子ども・子育て関連3法」が制定されました。子どもの貧困対策においても、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和元年11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定される等、様々な子ども・子育てをめぐる支援が展開されています。また、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年に制定される等、子ども・子育てに関する施策の充実が図られています。

本市においては、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成22年3月に「次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成27年3月には「大月で育みたい 親子が育つ 人が育つ 生まれるいのちをみんなで育む 大月」を基本理念とする「大月市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、サービス提供事業者、行政等が連携して、子ども・子育て支援施策を展開してきました。

しかし、出生率の低下や子ども数の減少は本市において大きな課題となっており、令和2年4月1日に76人だった出生数は令和6年4月1日現在で57人となっており、子ども数の減少に歯止めはかかっていない状況にあります。

このような中で、少子化を大月市における重要な課題として捉え、さらなる子ども・子育て支援施策の充実を図り、出生数を増加させることが必要です。このたび、令和2年3月に策定した「第2期大月市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、また、社会情勢の変化や各種法改定への対応を図り、子ども・子育て支援施策をさらに充実させるために、新たに「第3期大月市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

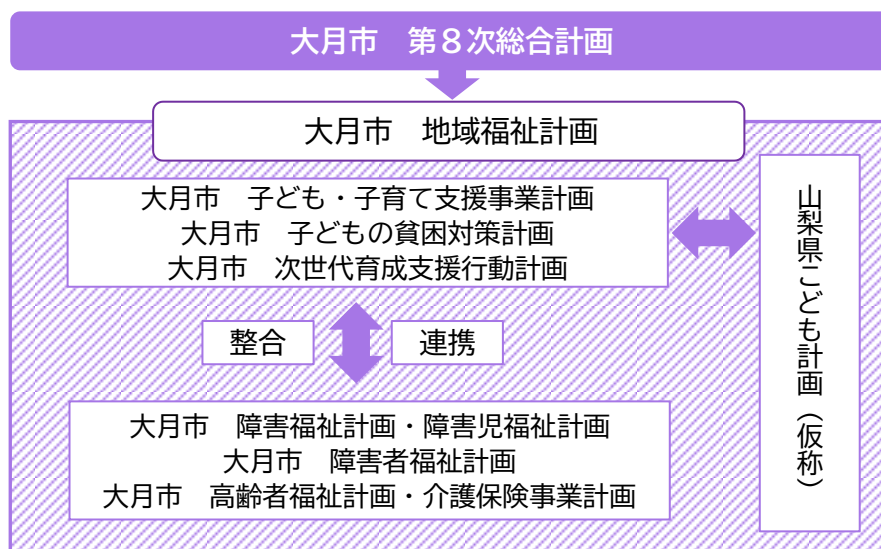
2. 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、本計画では、「次世代育成支援対策推進法」(第8条第1項)に定める「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が示す施策を内包する計画として策定するものです。今回策定する子ども・子育て支援事業計画は今後策定する予定の「こども計画」の一部として策定するものです。

(2) 関連計画との整合性

本計画は「大月市第8次総合計画」を最上位計画、「大月市地域福祉計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合性を図りながら推進します。また、山梨県の「やまなし子ども・子育て支援プラン」とも整合性を図りながら計画を推進していきます。



3. 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。

法令の改正や子ども・子育て支援に関する状況・環境の変化等を鑑み、必要があると判断された場合には計画期間中であっても見直しを行い、柔軟な施策展開を目指します。

○●計画期間●○

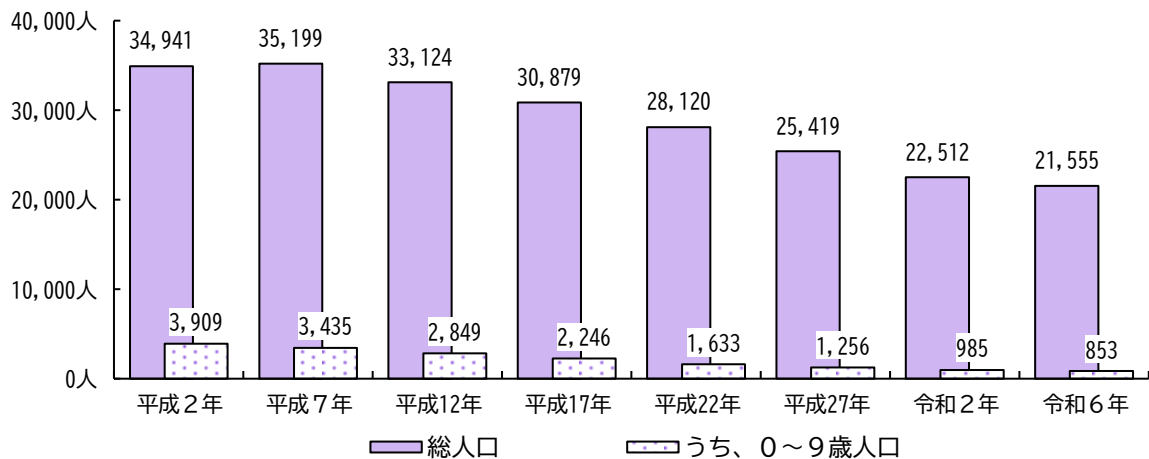
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)					第3期子ども・子育て支援事業計画 (令和7年～令和11年度)					
										次期計画

第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口や世帯等の動向

大月市の総人口は、平成7年の35,199人をピークに減少に転じており、令和6年4月には21,555人となっています。そのうち、0～9歳の人口は853人で、総人口が減少に転じる以前から減少傾向となっています。

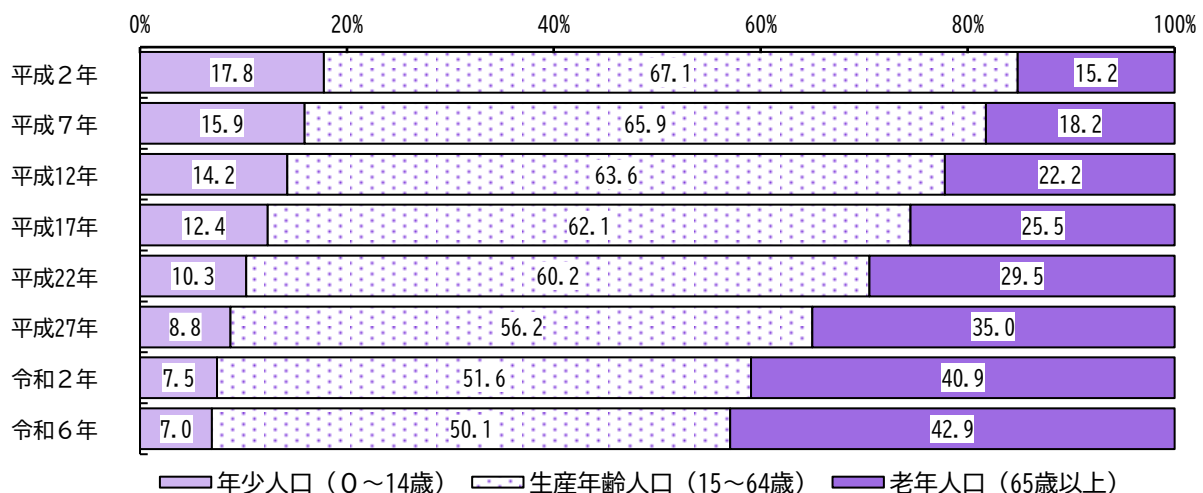
○●大月市の総人口と0～9歳の人口の推移●○



資料：令和2年までは国勢調査、令和6年は住民基本台帳・4月1日現在

年齢3区分別人口割合の推移をみると、「年少人口（0～14歳）」と「生産年齢人口（15～64歳）」が年々少なくなる一方、「老年人口（65歳以上）」は年々多くなっており、少子高齢化の進行が顕著となっています。

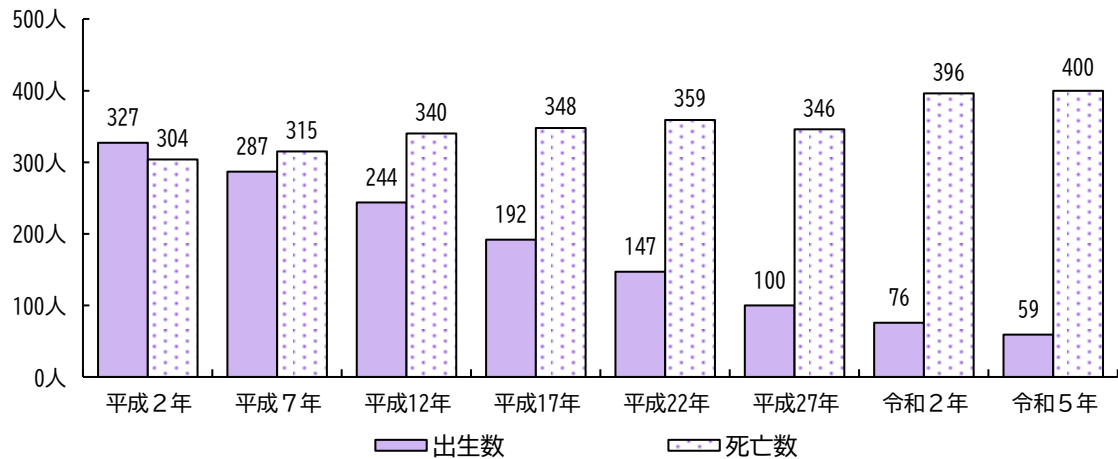
○●年齢3区分別人口割合の推移●○



資料：令和2年までは国勢調査、令和6年は住民基本台帳・4月1日現在

自然動態の推移をみると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、平成7年以降は自然減が続いています。令和5年には出生数が59人、死亡数が400人となっており、341人のマイナスとなっています。

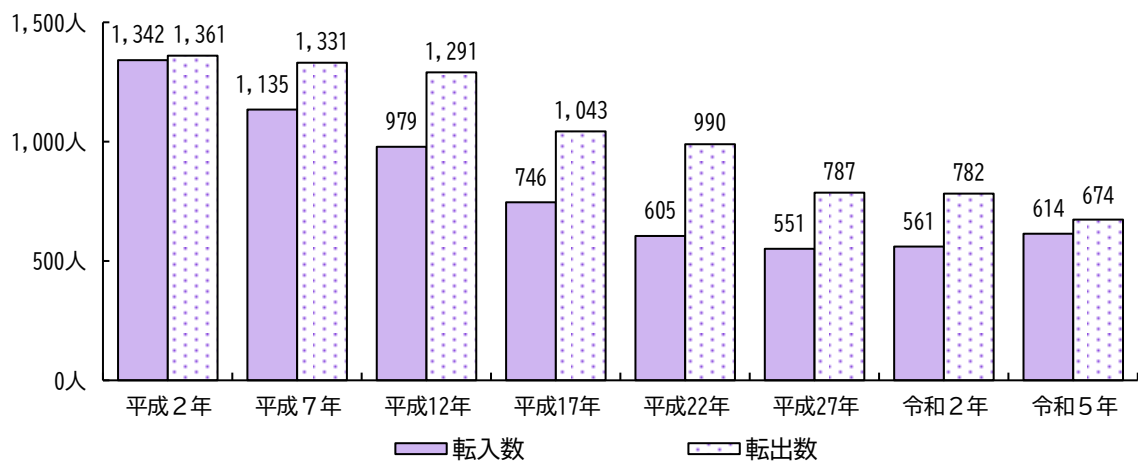
○●自然動態の推移●○



資料：令和2年までは人口動態統計、令和5年は令和5年集計

社会動態の推移をみると、転入数、転出数共に平成2年をピークに減少傾向にあります。転入の減少が大きくなっています。令和5年には転入数が614人、転出数が674人となっており、60人のマイナスとなっています。

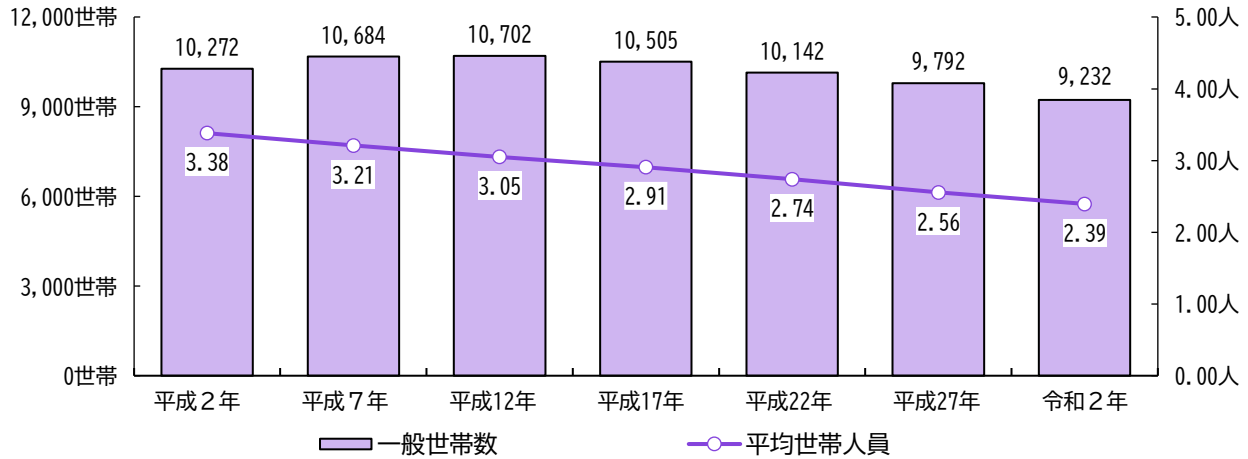
○●社会動態の推移●○



資料：令和2年までは人口動態統計、令和5年は令和5年集計

一般世帯数と平均世帯人員の推移をみると、一般世帯数、平均世帯人員共に減少傾向にあります。令和2年には平均世帯人員が2.39人となっており、平成2年以降最も少なくなっています。

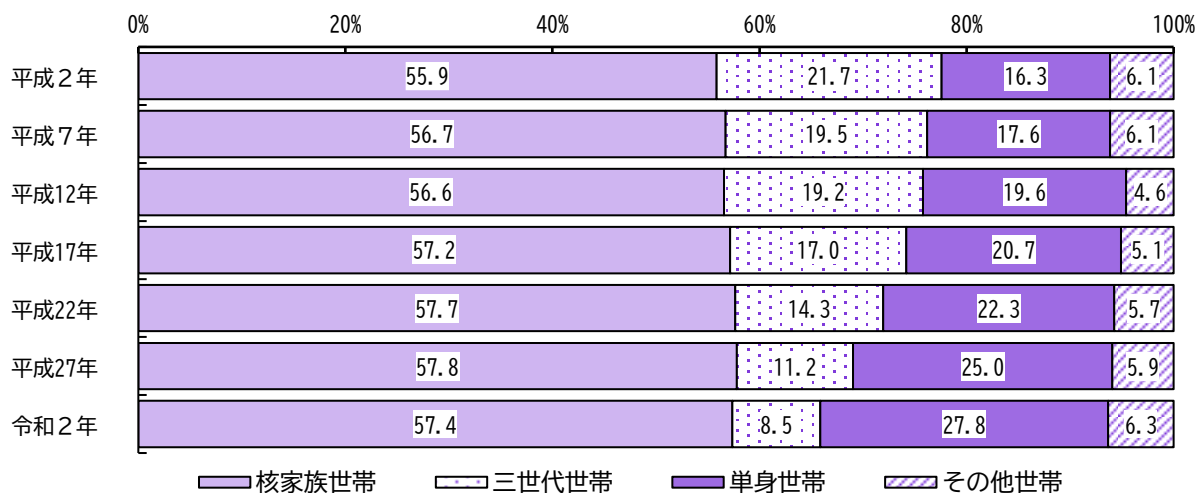
一般世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

世帯構成比率の推移をみると、単身世帯は増加傾向、三世帯世帯は減少傾向にあります。令和2年には核家族世帯が57.4%、三世帯世帯が8.5%、単身世帯が27.8%と、4世帯に1世帯がひとり暮らしとなっています。

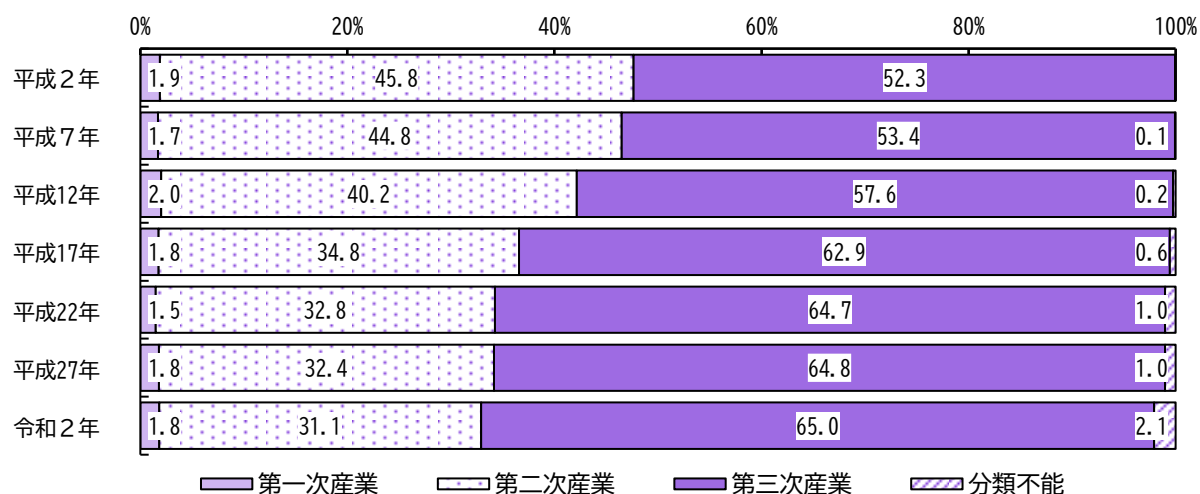
世帯構成比率の推移



資料：国勢調査

産業別就業人口の割合の推移をみると、第二次産業は減少傾向、第三次産業は増加傾向にあります。令和2年には第一次産業が1.8%、第二次産業が31.1%、第三次産業が65.0%と、3人に1人程度が第二次産業、3人に2人程度が第三次産業となっています。

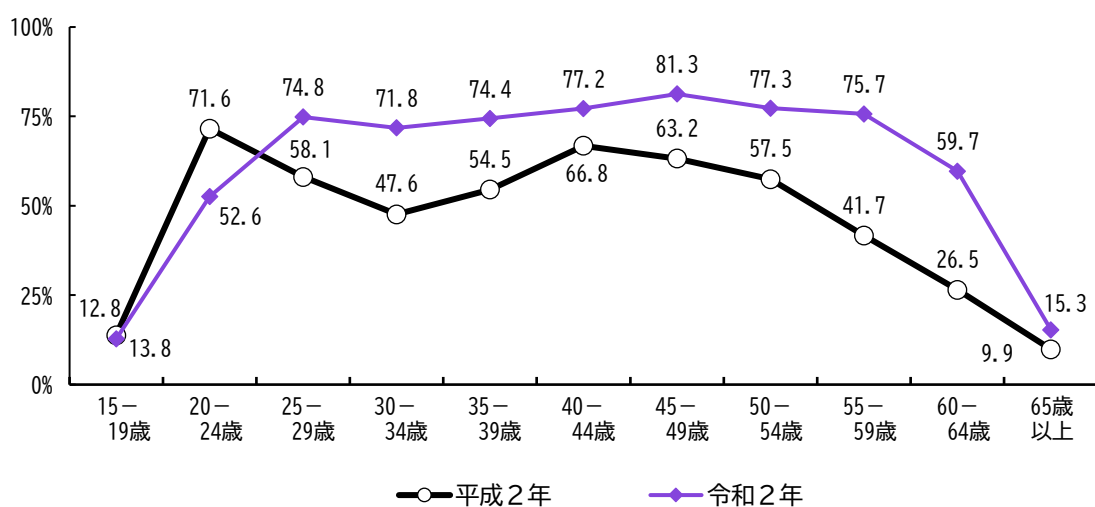
○●産業別就業人口の割合の推移●○



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率の状況を平成2年と令和2年で比較してみると、20歳代前半をのぞく全ての年齢で就業割合が増加しています。また、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字曲線を描いていますが、令和2年は平成2年に比べてM字の谷の部分はほとんどなく横ばいで推移しています。

○●女性の年齢別就業率の状況●○



資料：国勢調査

2. 子育て施策の実施状況

本市の公立保育所は、令和5年度以降、1園で事業を行っており、認可定員数は90人です。就園率は減少傾向にあり、4割前後で推移しています。

私立保育園は、令和4年度以降、2園で事業を行っており、認可定員数は令和6年度で150人、就園率はおおよそ5割となっています。

○●保育所（園）数・児童数の推移●○

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育所数	園	2	2	2	1	1
	認可定員数	人	180	180	180	90	90
	在園児童数	人	76	64	57	30	32
	就園率	%	42.2	35.6	31.7	33.3	35.6
私立	保育園数	園	3	3	2	2	2
	認可定員数	人	210	230	150	150	150
	在園児童数	人	168	169	99	90	83
	就園率	%	80.0	73.5	66.0	60.0	55.3

資料：子育て健康課・各年度4月1日現在

認定こども園は、令和5年度以降、2園で事業を行っており、認可定員数は令和6年度で215人、就園率はおおよそ8割となっています。

○●認定こども園数・児童数の推移●○

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立	認定こども園数	園	-	-	1	2	2
	認可定員数	人	-	-	90	200	215
	在園児童数	人	-	-	86	182	181
	就園率	%	-	-	95.6	91.0	84.2

資料：子育て健康課・各年度4月1日現在

各特別保育は、令和5年度には乳児保育が5か所、延長保育が3か所で実施されています。乳児保育の実利用者数は増加傾向にありますが、延長保育の実利用者数は減少傾向にあります。

○●特別保育等利用の状況の推移●○

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児保育	実施箇所数	所	5	5	5	5	5
	実利用者数	人	19	19	22	24	22
延長保育 18時以降	実施箇所数	所	3	3	3	3	3
	実利用者数	人	31	15	10	9	4
障がい児 保育	実施箇所数	所	1	0	1	1	1
	実利用者数	人	1	0	1	1	2

資料：子育て健康課・各年度3月31日現在

○●令和5年度の各特別保育の状況●○

	実利用者数（人）		
	乳児保育	延長保育 7:30～19:00	障がい児保育
初狩保育所	3	0	0
真木保育園	1	0	0
大月保育園	9	0	0
令和にこにこ園	6	4	2
とりさわ認定こども園	3	0	0

資料：子育て健康課・3月31日現在

本市の私立幼稚園は、令和5年度以降、1園で事業を行っており、認可定員数は170人です。就園率は、2割前後で推移しています。

○●幼稚園数・児童数の推移●○

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
私立	幼稚園数	園	3	3	3	1	1
	認可定員数	人	450	450	450	170	170
	在園児童数	人	145	119	97	39	32
	就園率	%	32.2	26.4	21.6	22.9	18.8

資料：教育委員会・各年度5月1日現在

本市の小学校は、令和2年度以降、5校となっています。児童数は令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度には613人となっています。

○●小学校数・児童数の推移●○

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数（校）		5	5	5	5	5
児童数 （人）	1年生	109	111	110	94	86
	2年生	108	109	109	112	91
	3年生	146	108	109	109	111
	4年生	134	147	108	108	111
	5年生	135	135	146	106	109
	6年生	122	133	136	147	105
	合計	754	743	718	676	613

資料：教育委員会・各年度5月1日現在

放課後学童クラブの実施箇所数は、令和３年度以降、７か所となっています。在籍者数は令和３年度増加傾向にあり、令和６年度には215人となっています。

○●放課後学童クラブの状況の推移●○

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所（所）		7	7	7	7	7
在籍者数（人）	大月東小学校 「やえざくらⅠ」	34	39	38	40	42
	大月東小学校 「やえざくらⅡ」	39	33	34	34	40
	初狩小学校 「たきご」	11	18	21	26	19
	七保小学校 「なのはな」	18	16	12	10	9
	猿橋小学校 「ひまわりⅠ」	40	32	40	37	36
	猿橋小学校 「ひまわりⅡ」	48	45	45	45	47
	鳥沢小学校 「たんぼぼ」	11	10	14	21	22
	合計	201	193	204	213	215

資料：子育て健康課・各年度４月１日現在

○●放課後学童クラブの設置状況●○

クラブ名	放課後児童 支援員 (人)	障がい児 受入可否	開館日時	長期休暇時 の対応
学童クラブ 「やえざくらⅠ」	5	可	月曜日～金曜日：下校時～午後６時まで 土曜日（４月～９月）午前８時30分～午後６時まで （日曜日、祝日、12月29日～１月３日は閉館）	午前８時30分 ～午後６時 まで
学童クラブ 「やえざくらⅡ」	5		月曜日～金曜日：下校時～午後６時まで 土曜日（10月～３月）：午前８時30分～午後６時まで （日曜日、祝日、12月29日～１月３日は閉館）	
学童クラブ「たきご」	4		月曜日～金曜日：下校時～午後６時まで （日曜日、祝日、12月29日～１月３日は閉館）	
学童クラブ「なのはな」	4			
学童クラブ「ひまわりⅠ」	8			
学童クラブ「ひまわりⅡ」	7			
学童クラブ「たんぽぽ」	5			

資料：子育て健康課・令和６年４月１日現在

※土曜日は普段利用している学童クラブではなく、「やえざくらⅠ・Ⅱ」において合同保育

ファミリーサポートセンター利用状況の推移をみると、令和元年度以降、延利用件数と延利用時間はいずれも増減を繰り返しており、令和5年度は414件、611時間となっています。実利用者数は令和3年度までは増減を繰り返していましたが、令和4年度以降増加傾向にあり、令和5年度では127人となっています。

○●ファミリーサポートセンター利用状況の推移●○

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用件数	件	845	619	740	478	414
実利用者数	人	125	90	107	105	127
延利用時間	時間	1167	636	851	611	611

資料：子育て健康課

児童福祉施設の状況の推移をみると、令和2年度以降、児童厚生施設と児童養護施設は増加傾向となっています。乳児院、児童自立支援施設の利用はありません。

○●児童福祉施設の状況の推移●○

(児童厚生施設の利用人数は延人数、他は実人数)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童厚生施設（児童館）	人	4,229	1,667	2,139	2,505	4,311
児童養護施設	人	4	3	3	4	7
総計	人	4,233	1,670	2,142	2,509	4,318

資料：子育て健康課

家庭児童相談の状況の推移をみると、令和2年度以降増加傾向にあり、令和5年度は386件となっています。令和5年度の相談内容で多くを占めているのは養護相談で、200件を上回っています。

○●家庭児童相談の状況の推移●○

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護相談	件	108	84	167	219	277
保健相談	件	2	1	2	0	0
障害相談	件	0	3	9	24	17
非行相談	件	0	0	0	2	16
育成相談	件	26	42	76	0	17
その他相談	件	153	110	8	133	59
合計	件	289	240	262	378	386

資料：子育て健康課

不登校児童・生徒の状況等の推移をみると、小学校では令和５年度には不登校児童数が15人、いじめが190件となっており、不登校児童数は令和元年度以降最も多くなっています。

一方、中学校では令和５年度には不登校生徒数が27人、いじめが22件となっており、いずれも令和元年度以降、増減を繰り返しています。

○●不登校児童・生徒の状況等の推移●○

			令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学校	不登校児童数	人	10	7	5	5	15
	いじめ	件	236	138	129	128	190
中学校	不登校児童数	人	18	21	29	33	27
	いじめ	件	29	12	7	22	22

資料：不登校児童生徒調・各年度３月31日現在

虐待通告件数の推移をみると、令和元年度以降、通告件数は10件未満で推移し、最も多かった令和元年度と令和５年度には９件となっています。

○●虐待通告件数の推移●○

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
通告件数	件	9	8	8	5	9
非該当件数	件	0	0	0	0	0
実件数	件	9	8	8	5	9
処遇数	件	9	8	8	5	9

資料：子育て健康課

民生委員・児童委員の状況の推移をみると、民生委員・児童委員による相談件数は令和元年度以降減少傾向にありましたが、令和５年度には9,786件とやや増加しています。民生委員・児童員数は令和元年度以降119人と変動はありません。

○●民生委員・児童委員の状況の推移●

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
民生委員・児童委員による 相談件数	件	13,078	10,202	10,171	9,515	9,786
民生委員・児童委員数	人	119	119	119	119	119

資料：福祉介護課

乳幼児健康診査の受診状況の推移をみると、令和5年度には6つの健康診査で受診率が9割を上回っていますが、乳児一般健康診査は7割を下回って低くなっています。

○●乳幼児健康診査の受診状況の推移●○

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦一般 健康診査	該当数	人	1,048	1,136	832	959	680
	受診数	人	853	854	743	681	657
	受診率	%	81.4	75.2	89.3	71.0	96.6
乳児一般 健康診査	該当児数	人	165	169	126	79	111
	受診児数	人	107	99	91	66	71
	受診率	%	64.8	58.6	72.2	83.5	64.0
4か月児 健康診査	該当児数	人	81	77	71	60	61
	受診児数	人	75	77	68	60	59
	受診率	%	92.6	100.0	95.8	100.0	96.7
9か月児 健康診査	該当児数	人	91	78	68	70	60
	受診児数	人	80	74	67	67	60
	受診率	%	87.9	94.9	98.5	95.7	100.0
1歳6か月児 健康診査	該当児数	人	85	96	74	72	67
	受診児数	人	82	91	74	71	66
	受診率	%	96.5	94.8	100.0	98.6	98.5
2歳児 健康診査	該当児数	人	82	92	79	66	77
	受診児数	人	76	87	77	64	74
	受診率	%	92.7	94.6	97.5	97.0	96.1
3歳児 健康診査	該当児数	人	102	96	91	77	66
	受診児数	人	91	94	91	75	65
	受診率	%	89.2	97.9	100.0	97.4	98.5

資料：子育て健康課

本市では下記の表の健康教育事业、保健指導・相談、訪問指導等を行っています。

健康教育事业の実施回数、参加者数は共に、年度によってばらつきがありますが、発育発達相談の令和5年度の参加者数は43人と令和元年度以降最も少なくなっています。

〇●健康教育事业の推移●〇

事業名	対象者			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
発育発達相談	健診等での 継続支援	実施回数	回	26	19	26	22	21
		参加者数	人	57	47	58	58	43
育児教室	生後1か月の児と その親	実施回数	回	11	8	9	10	8
		参加者数	人	45	23	38	32	27
もぐもぐ教室	生後3か月の児と その親	実施回数	回	5	0	3	4	4
		参加者数	人	19	0	26	21	37
のびのびっこ 教室	発達面に問題の ある3歳以下の子 と保護者	実施回数	回	9	6	7	11	10
		参加者数	人	12	8	15	8	12
すくすく教室	発達面に問題の ある3歳以上の子 と保護者	実施回数	回	10	6	6	11	11
		参加者数	人	5	6	7	7	5
ママ・パパ 学級	妊婦とその夫	実施回数	回	12	3	12	12	12
		参加者数	人	12	3	15	13	17

資料：子育て健康課

新生児及び乳児訪問指導は、延利用者数が減少傾向にあり、令和5年度には50人となっています。養育支援の延利用者数は増減を繰り返しています。

〇●保健指導・相談の状況の推移●〇

事業名	対象者			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
新生児及び 乳児訪問指導	新生児及び 乳児とその親	延利用者数	人	70	69	68	59	56
幼児訪問事業	幼児とその親	延利用者数	人	0	1	4	6	1

資料：子育て健康課

〇●訪問指導等の推移●〇

事業名	対象者			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
養育支援	■保護者の養育を支援することが必要である児童 ■保護者に監護させることが不適当である児童及びその保護者 ■出産後の養育について出産前に支援を行うことが必要である妊婦	延利用者数	人	7	9	10	63	19

資料：子育て健康課

各種手当の状況の推移をみると、児童手当の支給対象者数は、令和元度をピークに減少傾向にあり、令和5年度には885人となっています。また、児童扶養手当受給者数と特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和5年度には児童扶養手当受給者数は131件、特別児童扶養手当は28件、障害児福祉手当は17件となっています。

○●各種手当の状況の推移●○

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	支給対象者数	人	1,128	1,074	981	935	885
児童扶養手当	受給者数 (受給資格者数)	件	148	151	149	138	131
特別児童扶養手当		件	34	30	28	30	28
障害児福祉手当		件	15	13	14	16	17

資料：子育て健康課・福祉介護課

各種助成の状況の推移をみると、乳幼児医療費助成、子ども医療費助成、母子家庭等医療費助成、重度心身障害者等医療費助成のいずれも令和元年度以降、増減を繰り返しており、令和5年度の乳幼児医療費助成は7,081件、548人となっています。

○●各種助成の状況の推移●○

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児 医療費助成	延件数	件	8,789	5,711	5,966	6,189	7,081
	対象人数	人	584	558	551	651	548
子ども医療費助成	(支払件数)	件	25,092	21,452	22,571	21,121	25,256
母子家庭等医療費助成		件	3,550	3,175	3,164	3,003	3,324
重度心身障害者等医療費助成		件	22,094	20,933	20,083	20,504	20,805

資料：子育て健康課・福祉介護課

本市の公園の状況は以下のとおりです。

○●公園の状況●○

公園名称
桂川ウェルネスパーク（都市公園）
猿橋近隣公園（都市公園）
岩殿山公園（都市公園）
天野記念公園
追分農村公園
笹子河川公園
笹子公園
下丸田公園緑地
初狩神戸公園
小林宏治記念公園
下真木遊園地
真木工業団地公園
ゆりヶ丘公園
神倉公園
下和田天神の尾公園
殿上桧沢遊園地
桂台りすの森公園
桂台どんぐり公園

公園名称
桂台森のさかな公園
桂台みはらし公園
桂台恋の子公園
桂台ひなた公園
真渡団地内遊園地
猿橋遊園地
猿橋天神下団地児童自然公園
四季の丘中央公園
四季の丘南公園
猿橋鷺尾公園
太田農村公園
猿橋天神下公園緑地
藤崎天神下公園緑地
宮谷移住地公園
宮谷公園緑地
宮谷西平公園緑地
寺向遊園地
下畑道下公園

資料：産業観光課

※桂川ウェルネスパークは山梨県が管理する都市公園

3. ニーズ調査のとりまとめ

1. 調査概要

	就学前児童		小学生
調査対象	就学前児童がいる世帯		小学生がいる世帯
調査方法	未就園児 郵送配布・郵送回収	就園児 施設配布・施設回収	施設配布・施設回収
調査期間	令和6年1月22日（月）～令和6年2月13日（火）		施設配布・郵送配布
発送数	510票		680票
有効回収数	273票		451票
有効回収率	53.5%		66.3%

結果を見る際の注意点

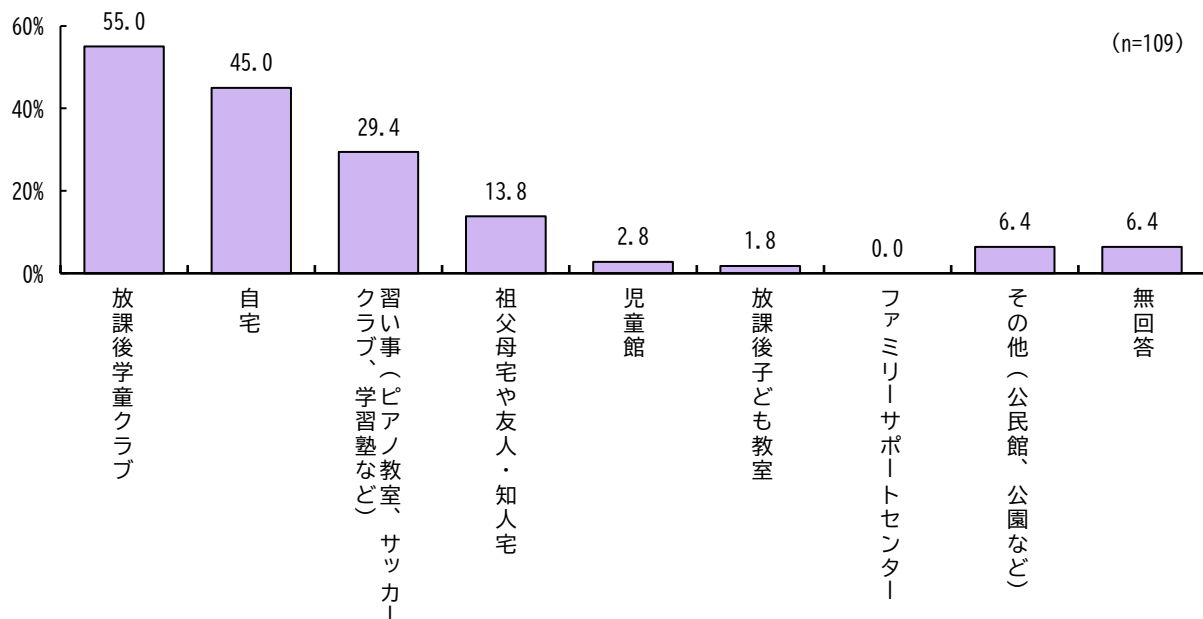
- (1) nは各設問の回答者数（回答者母数）を示します。
- (2) 比率は全て百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

2. 調査結果【就学前児童】

① 定期的に利用したい教育・保育事業

問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育事業として「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

(○はあてはまるものすべて)

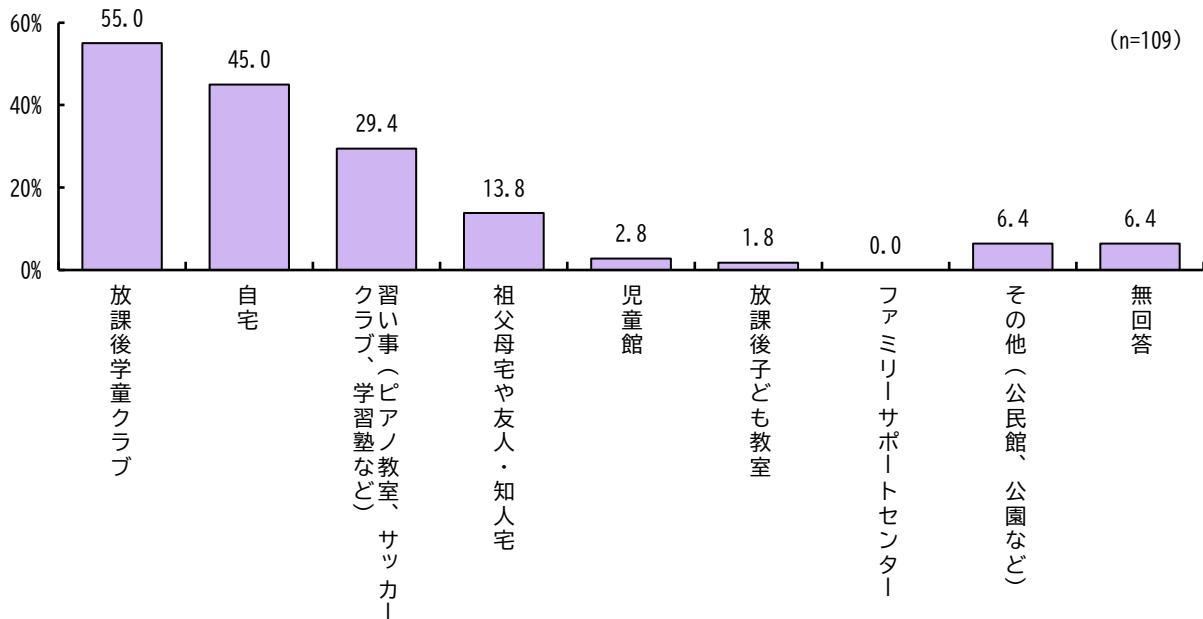


定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が45.1%と最も多く、次いで「認定こども園」が43.6%、「幼稚園」が30.8%などとなっています。

② 子どもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さんが平成31年4月1日までに生まれた方

問 あて名のお子さんについて、小学校低学年（１～３年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（○はあてはまるものすべて）

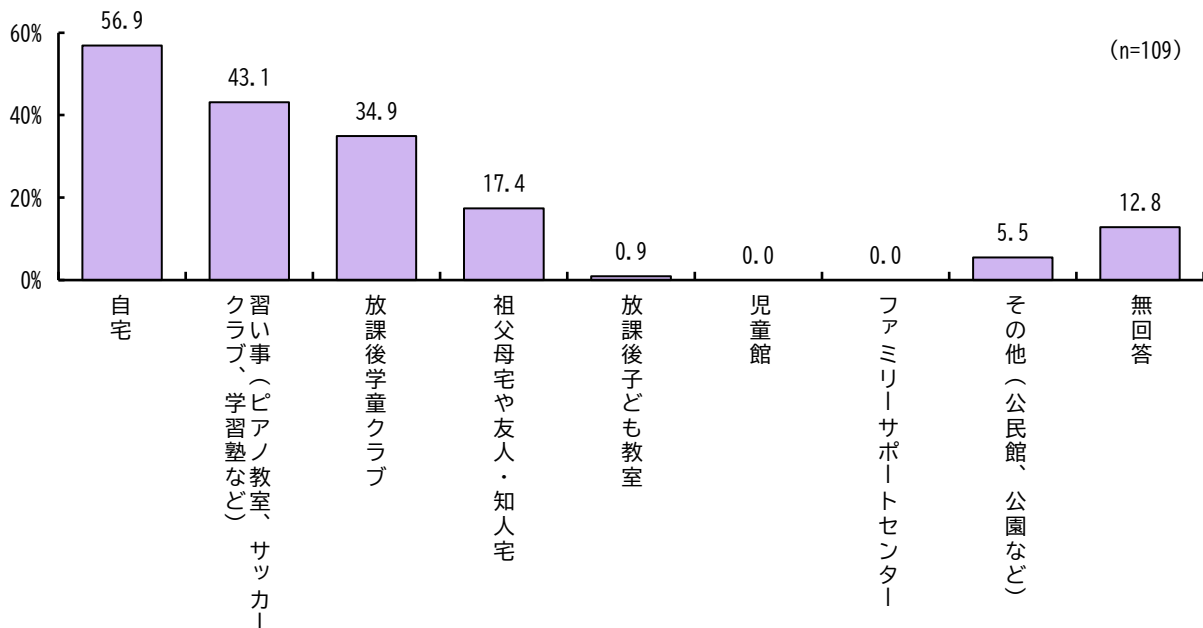


子どもが小学校低学年の間に放課後の時間を過ごさせたい場所は、「放課後学童クラブ」が55.0%と最も多く、次いで「自宅」が45.0%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が29.4%などとなっています。

③ 子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所

お子さんが平成31年4月1日までに生まれた方

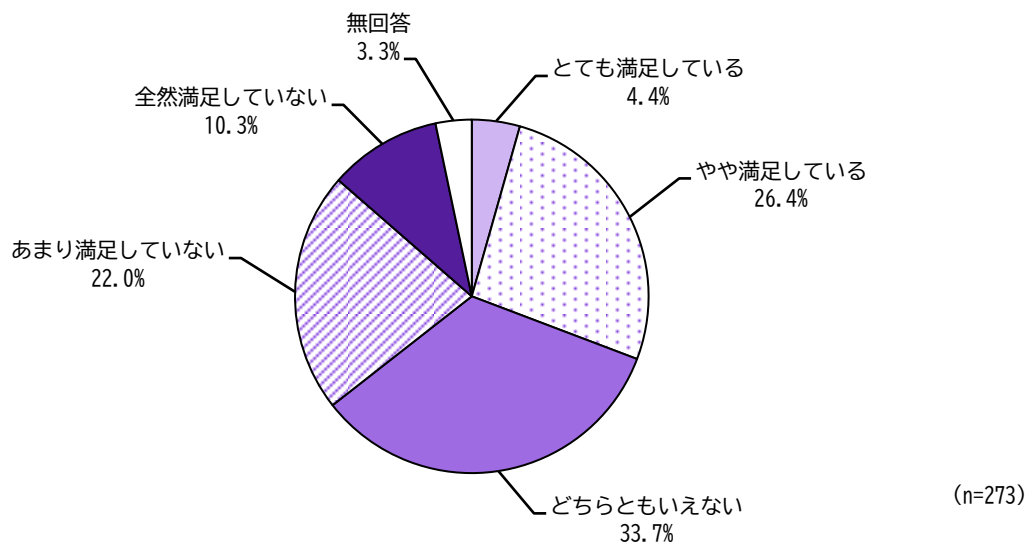
問 あて名のお子さんについて、小学校高学年（４～６年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（○はあてはまるものすべて）



子どもが小学校高学年になったら放課後の時間を過ごさせたい場所は、「自宅」が56.9%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が43.1%、「放課後学童クラブ」が34.9%などとなっています。

④ 大月市の子育て環境や支援についての満足度

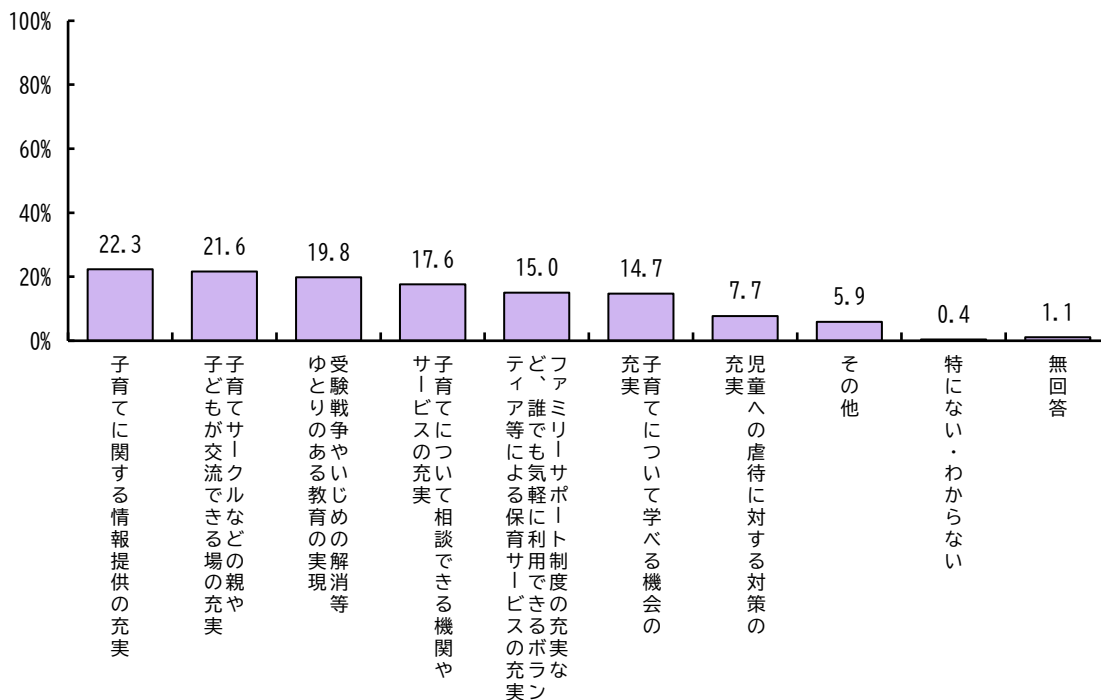
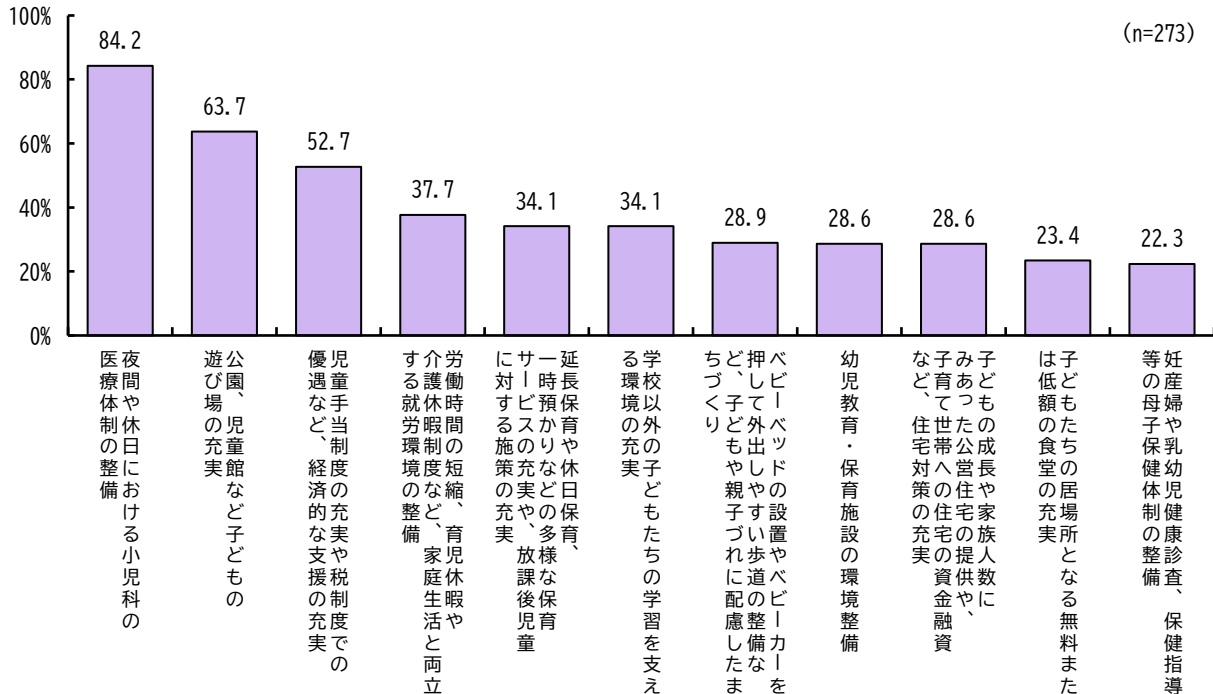
問 大月市の子育て環境や支援について、現在、満足されていますか。(○は1つ)



大月市の子育て環境や支援についての満足度は、「どちらともいえない」が33.7%と最も多く、次いで「やや満足している」が26.4%、「あまり満足していない」が22.0%などとなっています。

⑤ 大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

問 今後、大月市の子育て環境をさらによくしていくために、次のことについてあなたはどのようなお考えですか。重要と思われるものに○をつけてください。（○はあてはまるものすべて）



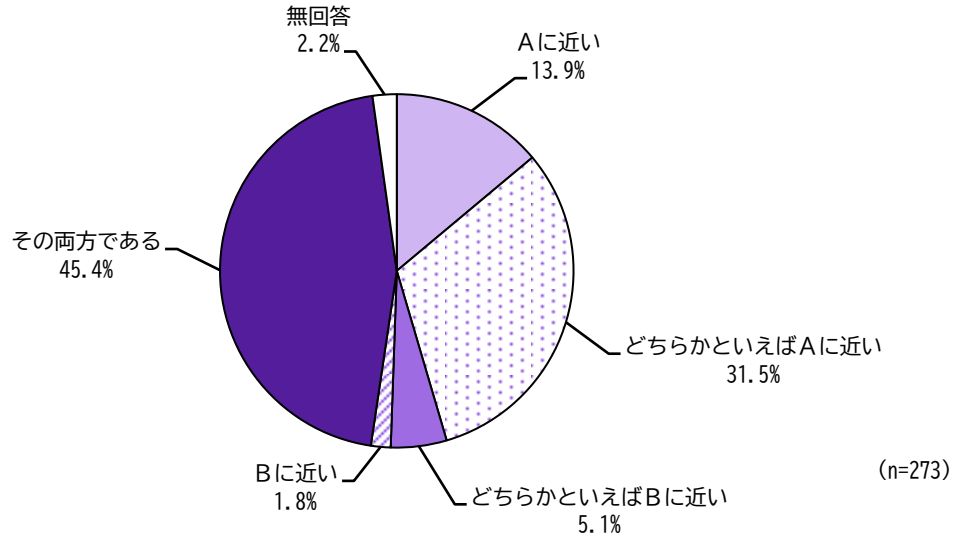
大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるものは、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が84.2%と最も多く、次いで「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が63.7%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」が52.7%などとなっています。

⑥ 子育てに対する考え方

問 子育てについて、次のA、Bのような考え方があります。あなたの考えに近いものを教えてください。(○は1つ)

A：子育ては家庭で行うものである

B：子育ては地域で行うものである

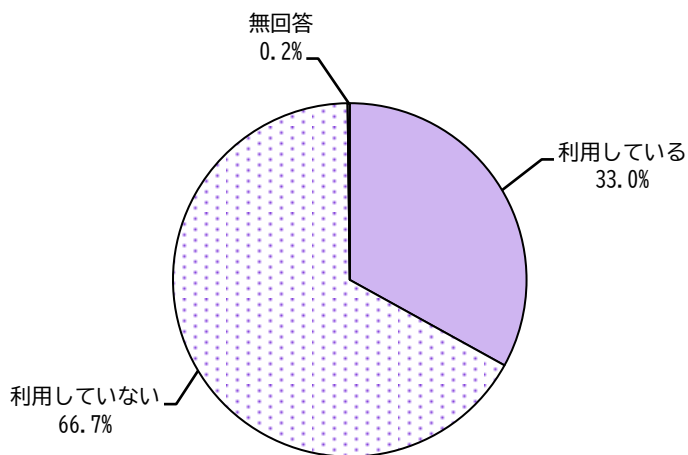


子育てに対する考え方は、「その両方である」が45.4%と最も多く、次いで「どちらかといえばAに近い」が31.5%、「Aに近い」が13.9%などとなっています。

3. 調査結果【小学生児童】

① 放課後学童クラブの利用状況

問 現在、お子さんは放課後学童クラブを利用していますか。(○は1つ)



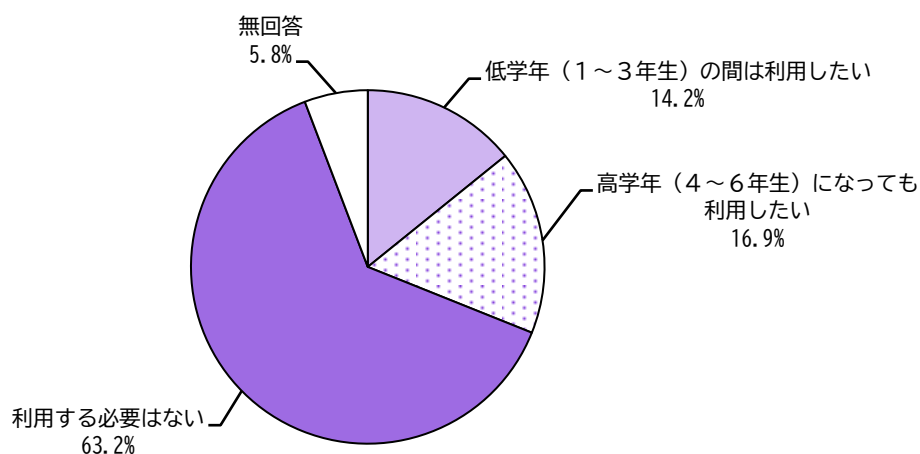
(n=451)

放課後学童クラブの利用状況は、「利用している」が33.0%、「利用していない」が66.7%となっています。

② 平日の放課後学童クラブの利用希望

問 来年度以降、お子さんについて、放課後学童クラブの利用希望はありますか。平日、土曜日、長期休暇別にそれぞれご記入ください。(○は1つ)

(1) 平日



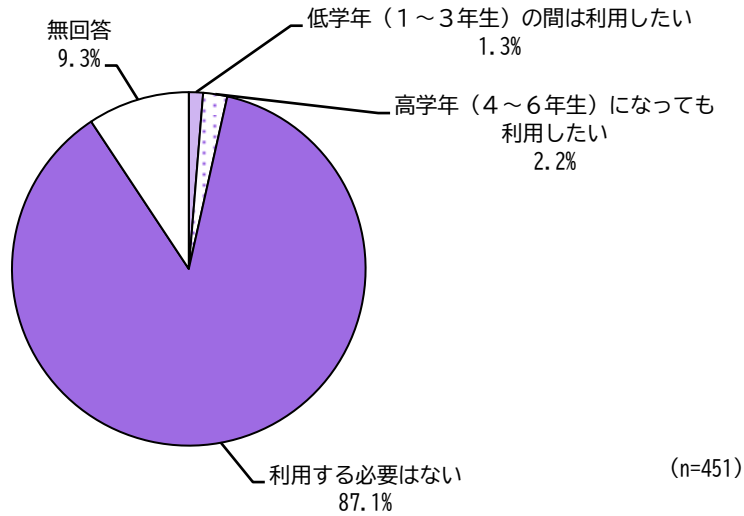
(n=451)

平日の放課後学童クラブの利用希望は、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が14.2%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が16.9%、「利用する必要はない」が63.2%となっています。

③ 土曜日の放課後学童クラブの利用希望

問 来年度以降、お子さんについて、放課後学童クラブの利用希望はありますか。平日、土曜日、長期休暇別にそれぞれご記入ください。(○は1つ)

(2) 土曜日

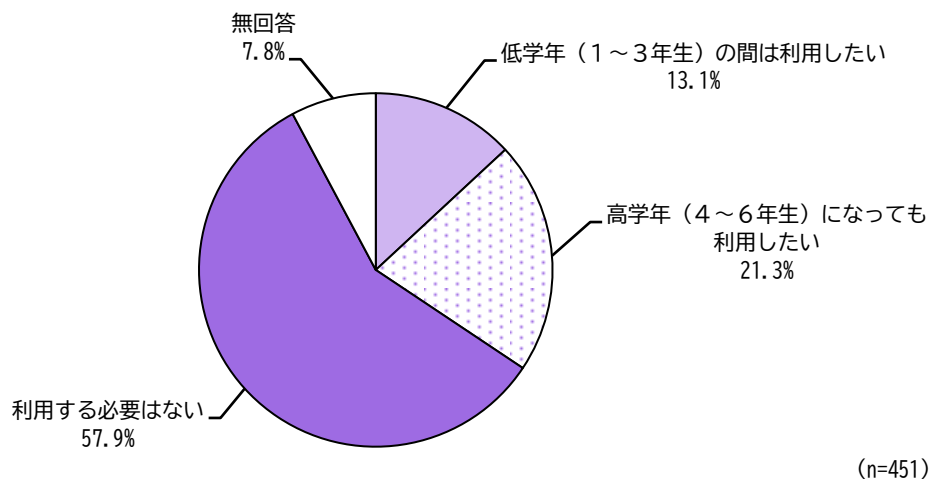


土曜日の放課後学童クラブの利用希望は、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が1.3%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が2.2%、「利用する必要はない」が87.1%となっています。

④ 長期休暇期間中の放課後学童クラブの利用希望

問 来年度以降、お子さんについて、放課後学童クラブの利用希望はありますか。平日、土曜日、長期休暇別にそれぞれご記入ください。(○は1つ)

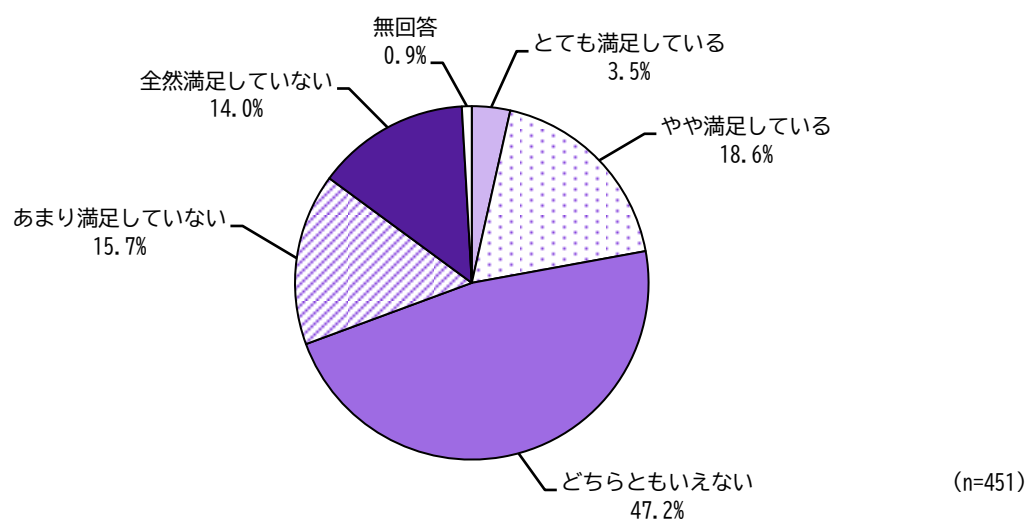
(3) 夏休み・冬休みなどの長期休暇中



長期休暇期間中の放課後学童クラブの利用希望は、「低学年(1～3年生)の間は利用したい」が13.1%、「高学年(4～6年生)になっても利用したい」が21.3%、「利用する必要はない」が57.9%となっています。

⑤ 大月市の子育て環境や支援についての満足度

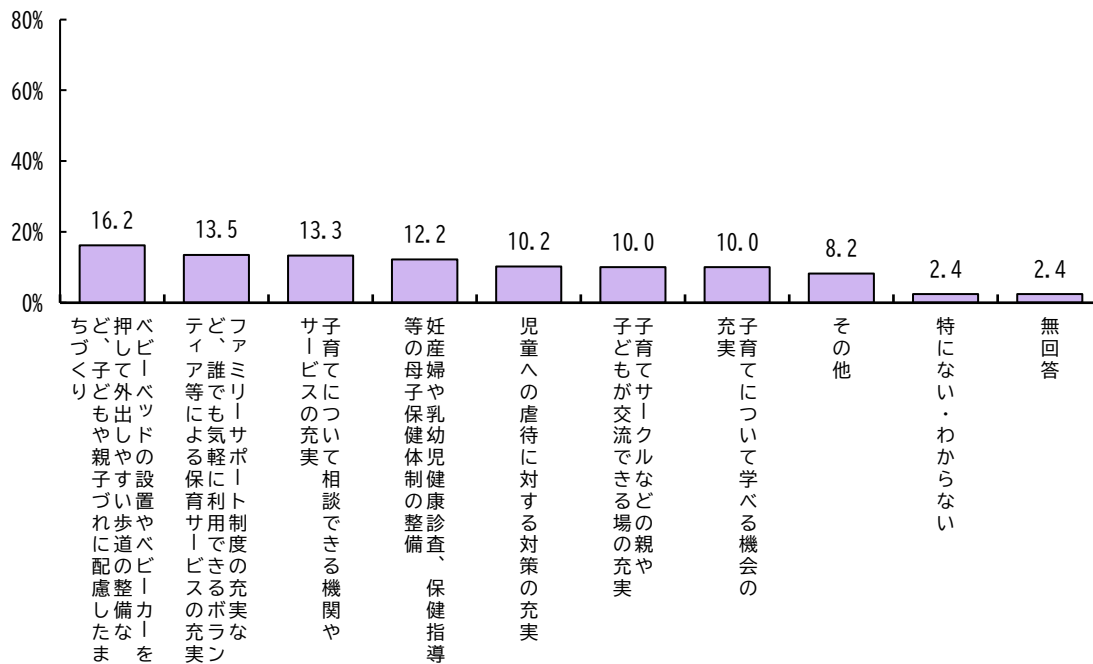
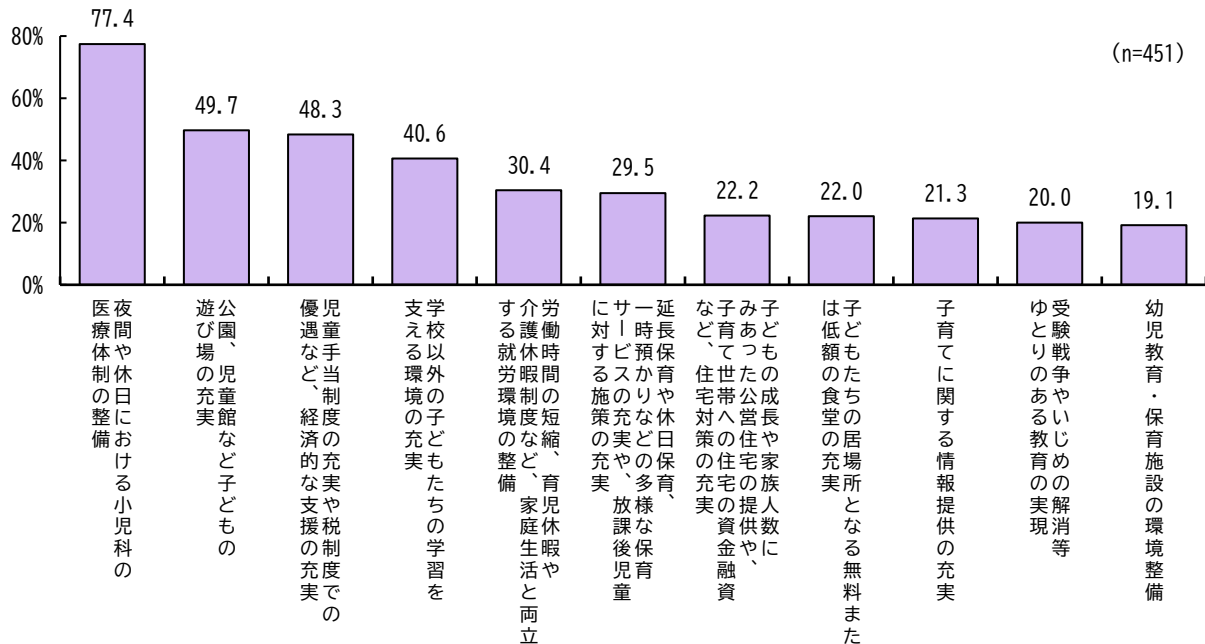
問 大月市の子育て環境や支援について、現在、満足されていますか。(○は1つ)



大月市の子育て環境や支援についての満足度は、「どちらともいえない」が47.2%と最も多く、次いで「やや満足している」が18.6%、「あまり満足していない」が15.7%などとなっています。

⑥ 大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるもの

問 今後、大月市の子育て環境をさらによくしていくために、次のことについてあなたはどのようなお考えですか。重要と思われるものに○をつけてください。（○はあてはまるものすべて）



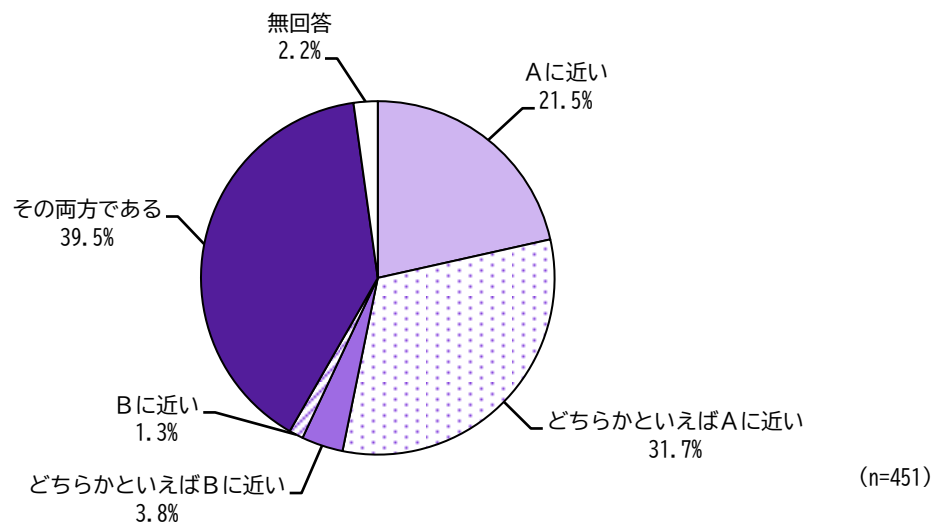
大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるものは、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が77.4%と最も多く、次いで「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が49.7%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇など、経済的な支援の充実」が48.3%などとなっています。

⑦ 子育てに対する考え方

問 子育てについて、次のA、Bのような考え方があります。あなたの考えに近いものを教えてください。(○は1つ)

A：子育ては家庭で行うものである

B：子育ては地域で行うものである



子育てに対する考え方は、「その両方である」が39.5%と最も多く、次いで「どちらかといえばAに近い」が31.7%、「Aに近い」が21.5%などとなっています。

4. 前計画の評価と課題

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

〇●主な取組●〇

- ◆ 保育料の無償化と合わせて、法令に基づく施設型給付費及び地域型保育給付費の給付を行いました。
- ◆ 幼稚園型と一般型の両方の一時預かり保育を実施しました。
- ◆ 会計年度職員として保育士を雇用し、必要な人数を確保できました。

〇●主な課題●〇

- ◆ 産休、育休明け保育に関しては、大月保育園と令和にここ園において受入れています、受入れを行う施設を増やし、利用希望に応えることが必要です。

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

〇●主な取組●〇

- ◆ 相談事業については、個別ケース会議を55回、学校との連絡会議を14回開催し、多岐にわたる相談業務への対応にあたりました。
- ◆ 子どもの健康に関する相談を健診時や電話、窓口などで実施しました。
- ◆ 健診では管理栄養士や心理士による相談体制を整えました。
- ◆ 要保護児童に対する個別カンファレンスは必要に応じて開催し、関係機関との連携による適切な相談支援を行いました。
- ◆ こども家庭センターを設置しました。

〇●主な課題●〇

- ◆ 各部署の連携を取りながら特定妊婦や乳幼児の支援を継続します。
- ◆ 各種研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努めることが必要です。
- ◆ 相談希望時に近い日程で相談日を設けるのが難しい現状にあるため、地区保健師と調整し、最大限活用していく必要があります。

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

○●主な取組●○

- ◆ 児童館へ来館した保護者に対して子育ての悩みを聞きながら、離乳食や小児科、保育園などの情報を発信しました。
- ◆ 児童館が中心となり個々の保護者とのネットワークを構築しました。

○●主な課題●○

- ◆ 保育サポーターが固定化・高齢化しているため、活動できる人材を新たに確保していくことが必要です。
- ◆ 子育ての問題を地域の課題として共有し、地域全体で子どもを育てる意識のもとで、地域の子育てネットワークの構築を図っていく必要があります。

4. 子育て家庭への経済的支援

○●主な取組●○

- ◆ 幼児教育・保育の無償化においては、法制度に基づき施設等利用給付の適正な支給を行いました。
- ◆ 「やまなし子育て応援事業」を利用し、国基準の第5階層までの世帯で第2子以降の3号認定子ども（0、1、2歳児）の保育料を無償化しました。
- ◆ 小学校新入学児童及び小中学校在学生の全保護者に対して制度のお知らせを配布しました。

○●主な課題●○

- ◆ 制度の周知に漏れがないように広報等により制度の周知を充実させることが重要です。

基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

○●主な取組●○

- ◆ 母子手帳交付後、地区担当保健師が主となり、医療機関、子ども家庭総合支援センター等関係機関と協力しながら支援を行いました。
- ◆ 令和5年3月より伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を開始しました。

○●主な課題●○

- ◆ 妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行い、安心して相談できる場の一つとして認識してもらうことが大切です。
- ◆ 虐待に対する理解を深めるため、啓発活動を継続して行うことが必要です。

2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援

○●主な取組●○

- ◆ ひとり親家庭の就業支援、生活支援等の情報提供を児童扶養手当の手続きの際に行いました。
- ◆ 山梨労働局からの依頼を受けハローワーク窓口の周知を行いました。
- ◆ こども家庭センターを設置の準備をし、相談体制を整備しました。

○●主な課題●○

- ◆ 母子寡婦福祉資金や入学時の資金についての問い合わせが多く、貸し付け事業の周知を充実させる必要があります。

3. 障がい児施策の充実

○●主な取組●○

- ◆ 放課後学童クラブでの障がい児の受入れを行いました。
- ◆ 在宅サービス事業として、対象となる障がい児に適正な受給者証の交付とサービス費の支給を行いました。

○●主な課題●○

- ◆ 各機関相互の情報伝達・情報共有が速やかであるほど、対象児により良い対応が可能となるため、その都度、あるいは定期的な情報共有の場が必要です。

基本目標3 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

○●主な取組●○

- ◆ 産後ママの安心相談室では、予約制で対応したことで他の相談者と重複せずに相談時間を一定時間確保することができ、相談しやすい環境を整備できました。
- ◆ 産後ケア事業では、母子健康手帳交付時に全妊婦に対して事業案内と申請書を渡し、利用料の減免額を全対象に2,500円／泊に拡大したことで利用者が増加しました。
- ◆ 以前から要望のあったベビーマッサージの教室を実施し、参加者からは好評を得ました。

○●主な課題●○

- ◆ 令和5年度の妊娠週数11週以下での届出が約90.9%で、高めの推移ではありますが、令和4年度よりは減少したため、情報が必要な方に届くように周知啓発を行う必要があります。
- ◆ 妊娠届出数の減少傾向により、ママ・パパ学級等の参加者は減少傾向にありますが、今後もニーズに応じた教室・講座の開催が必要です。
- ◆ 妊娠届出数の減少傾向により、各種健診等の受診者は減少傾向にありますが、未受診者には受診勧奨を行い、未受診者を少なくしていくことが必要です。

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

○●主な取組●○

- ◆ 乳幼児への栄養相談として、4か月児・9か月児・1歳6か月児・2歳・2歳6か月・3歳健診において栄養士・保健師による個別相談を行いました。
- ◆ 窓口や電話による栄養相談を随時行いました。

○●主な課題●○

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点より調理実習は見合わせたので、今後は実習を行い、各年代に合わせた課題の克服を目指します。

3. 思春期の心と身体健康づくりの推進

○●主な取組●○

- ◆ 感染症に関するポスターを庁内に掲示しリーフレットを窓口置くなど、普及啓発を図りました。
- ◆ HPVワクチンの通知と性感染症予防のチラシを同封して正しい知識の普及啓発を図りました。
- ◆ 飲酒や喫煙に関するポスターの掲示やリーフレットを窓口置き、普及啓発を図りました。

○●主な課題●○

- ◆ 今後も広報活動を継続し、学校をはじめとした関係機関との連携を深めていくことが重要です。

4. 周産期・小児医療体制の充実

○●主な取組●○

- ◆ 乳幼児健診、訪問、育児教室などのときにかかりつけ医の大切さを伝えました。
- ◆ 救急医療について、ポスターの掲示やパンフレットの配布等を行い、周知を図りました。

○●主な課題●○

- ◆ 関係機関との連携を深め、小児医療体制を充実させていくことが重要です。
- ◆ 不妊治療については、初婚年齢・初産年齢の高齢化により、今後も経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

○●主な取組●○

- ◆ 初狩小学校、七保小学校のプールについて、危険箇所や老朽化した設備の修繕を実施しました。
- ◆ 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」を受講し、研修を修了したため、2名の支援員が指導員に昇任できました。

○●主な課題●○

- ◆ 多種多様な状況の児童生徒に対応する教員数の確保に課題があり、各学校の実情にあった教員数の配置が必要です。
- ◆ 引き続き年代や個人の特性に応じた教育を受けられる教育環境の整備が求められています。

2. 家庭や地域の教育力の向上への支援

○●主な取組●○

- ◆ 青少年育成大月市民会議として市民会議だよりや青少年だよりを発行し、「地域の子どもは地域で育てる」を呼びかけました。
- ◆ 地域と学校の連携、協力による多様な体験活動を各学校で実施しており、地域の方を講師に招いて学習したり、地域の方と一緒に体験活動を行いながら、子どもたちと地域の人々との連携・交流を図りました。

○●主な課題●○

- ◆ 地域の方を講師に招いて学習を行ったり、地域の方と一緒に体験活動を行ったりしながら、子どもたちと地域の人々との連携・交流を図るなど、今後も活動を継続し、関係機関との連携を深めていくことが重要です。

3. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

○●主な取組●○

- ◆ 閉館後の図書館でゆっくり本にふれあう特別な時間を過ごしてもらうことで、親子で本を読むきっかけづくりとする「親子でお泊り図書館」を実施しました。

○●主な課題●○

- ◆ 市立図書館の蔵書の充実・確保に課題があります。
- ◆ コロナ禍の活動縮小、少子高齢化などの要因によって実施されていない交流事業があるため、状況に応じた事業の検討・企画の提案が求められます。

基本目標5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

○●主な取組●○

- ◆ 猿橋近隣公園、岩殿山公園ともシルバー人材センターに清掃等の管理業務を委託し、利用者が快適に過ごせるよう努めました。
- ◆ 猿橋近隣公園について遊具の点検を行いました。

○●主な課題●○

- ◆ 今後も子どもの遊び場が快適に保てるよう、清掃や点検等を行い、人員確保に努めます。

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

○●主な取組●○

- ◆ 男女共同参画に関する啓発として、大月市議会議員一般選挙・大月市長選挙の期日前投票所付近に標語・川柳の優秀作品を展示しPRを行いました。
- ◆ 標語・川柳の募集と優秀作品の紹介を広報紙やホームページで行い、出前学習会によるPRも行いました。
- ◆ 地区公民館では、市の出前講座のメニュー（男女共同参画社会とは）を利用して教室を開いたところがありました。

○●主な課題●○

- ◆ 大月市広報及びホームページを活用して制度の周知を行うとともに、事業者啓発のためには、関係機関とのさらなる連携が必要です。

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

○●主な取組●○

- ◆ 通学路の危険箇所の把握及び関係機関との合同点検を開催し、防護柵の設置、舗装面への減速路面標示（ドットライン）の施工、グリーンベルト施工、通学路安全に関する看板設置などの対策を実施しました。
- ◆ 年間を通じて、防災無線の情報を「おおつき防災安全メール」などにより配信したほか、市公式フェイスブックによる情報配信を開始し、情報配信の多重化を進めました。
- ◆ 災害時を想定した、児童引渡訓練などを実施しました。

○●主な課題●○

- ◆ おおつき防災安全メールの紹介及び登録を今後も呼びかけていく必要があります。
- ◆ 交通安全対策推進事業については、幼稚園・保育所（園）での交通安全教室を今後も継続実施し、園児等の関心や理解を高めていく必要があります。

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○●主な取組●○

- ◆ 青少年育成大月市民会議と共に市内コンビニ、カラオケボックス等へ健全な環境の確保を働きかけるなど、青少年の保護育成を図るための環境の保全に努めました。
- ◆ 県生涯学習課青少年保護育成担当職員、大月警察署職員や県民生活センター職員など外部講師を招いて、インターネット、SNSの使い方と危険性などについて講演を実施した学校もあり、各学校で実施に取り組みました。

○●主な課題●○

- ◆ 各学校で啓発資料等を用いて実施するなど、今後も活動を継続し、関係機関との連携を深めていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するために、令和6年度に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が制定されました。この「加速化プラン」において、実施する具体的な施策として、①ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、②全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、③共働き・共育での推進の3点が掲げられています。

本市では、「大月で育みたい 親子が育つ 人が育つ 生まれるいのちをみんなで育む 大月」を基本理念として、子ども・子育てに関する施策を推進してきました。これは、国の子ども・子育て支援に関する基本指針にある「子どもの最善の利益が実現される社会」を踏まえたものであり、「加速化プラン」の施策を着実に実行するために必要な考え方です。さらに、この理念は、第8次総合計画における重点事項である「安心してこどもを産み、子育てに喜びを実感できるまち」の考え方に合致するものです。

以上のような考えから、第3期計画においてもこれまでの理念を踏襲し、子ども・子育て施策を推進していきます。

基

本

理

念

大月で育みたい

親子が育つ 人が育つ

生まれるいのちをみんなで育む 大月

2. 基本目標

(1) 地域における子育て支援の推進

誰もが大月市で安心して子育てができるように、家庭だけではなく、行政や地域が一体となって、様々な子育て支援を充実させていくことが重要です。

「地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実」「子育てに関する情報・相談体制の充実」「子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進」「子育て家庭への経済的支援」を通じて、地域における子育て支援を推進します。

(2) きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

ライフスタイルの変化や少子高齢化の進行等の子ども・子育てを取り巻く環境の変化により、虐待や貧困等、子育て支援の課題は多様化・複雑化しています。また、貧困やひとり親家庭、障がいのある児童、外国にルーツを持つ子ども等、様々な支援が必要な子どもに対して、個に応じたきめ細かな支援が必要です。

「児童虐待防止対策の充実」「厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援」「多様な子どもへの支援の充実」を通じて、きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援を充実させます。

(3) 親子の健康の確保・増進

安心して大月市で子育てをするためには、子どもだけではなく、保護者への切れ目のない支援を妊娠期から展開することが必要です。

「母子の健康づくりの充実」「食育・規則正しい生活習慣確立の推進」「子どもを取り巻く身体・心の健康づくりの推進」「周産期・小児医療体制の充実」を通じて、親子の健康の確保・増進を推進します。

(4) 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

子どもの健やかな成長と発達を支援していくためには、教育環境の充実や保護者の教育力の向上だけではなく、地域が一体となって子どもを支える体制や、大月市らしい地域特性を活かした教育環境を整備することが重要です。

「幼稚園、学校の教育環境の充実」「家庭や地域の教育力の向上への支援」「地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進」を通じて、子どもの生きる力を育む教育環境の充実を図ります。

(5) 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

安心で安全な環境を整備することは、子ども・子育て支援の根幹となるものです。行政や地域、企業と連携した父母共に子育てに参画できる環境の整備や、犯罪や事故等から子どもを守る環境も整備していくことが重要です。

「子どもの遊び場・交流の場の充実」「男女が共に参画・参加する子育て支援の推進」「犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進」を通じて、子どもにやさしい安心・安全なまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

大月で育みたい 親子が育つ 人が育つ 生まれるいのちをみんなで育む 大月

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ①施設型給付・地域型保育給付 | ②延長保育事業（時間外保育） |
| ③病児・病後児保育 | ④一時預かり事業 |
| ⑤ファミリーサポートセンター事業 | ⑥産休、育休明け保育推進事業 |
| ⑦放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ） | ⑧放課後子ども教室 |
| ⑨保育サービス評価の充実 | ⑩幼稚園・保育所（園）の再編整備 |
| ⑪保育士等の確保 | ⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） |

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

- | | |
|------------|-----------|
| ①こども家庭センター | ②相談事業 |
| ③健康相談 | ④家庭児童相談事業 |
| ⑤発育発達相談 | |

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ①保育サポーター養成講座 | ②地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成 |
|--------------|-----------------------------|

4. 子育て家庭への経済的支援

- | | |
|----------------------------|-------------------------|
| ①児童手当 | ②幼児教育・保育の無償化 |
| ③多子世帯の保育所（園）・幼稚園の保護者負担金の軽減 | ④子育て支援医療費助成制度（乳幼児医療費助成） |

基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

- ①育児不安解消・虐待発生予防に向けた妊娠期からの継続した相談・支援
- ②要保護児童対策地域協議会の運営

2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援【子どもの貧困対策計画】

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ①支援施策に関する情報提供の実施 | ②自立支援に関する各種相談・各種支援制度の実施 |
| ③地域ネットワークの形成 | ④幼児教育・保育の無償化 |
| ⑤児童扶養手当 | ⑥ひとり親家庭医療費助成制度 |
| ⑦要保護及び準要保護児童就学援助事業 | |

3. 多様な子どもへの支援の充実

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ①障がい児保育事業 | ②放課後学童クラブでの障がい児の受入れ体制の整備 |
| ③のびのびっこ教室・すくすく教室 | ④障がい児に対する在宅サービス事業 |
| ⑤特別支援教育 | ⑥障がいのある児童と親への経済的支援 |
| ⑦発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備 | ⑧外国にルーツを持つ子どもへの支援 |
| ⑨医療的ケア児への支援 | ⑩困難を抱える子どもへの支援 |

基本目標3 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

- | | |
|---------------|---|
| ①母子健康手帳の交付 | ②妊婦あんしんタクシー利用者助成事業 |
| ③産後ママの安心相談室 | ④産後ケア事業 |
| ⑤ママ・パパ学級 | ⑥育児教室 |
| ⑦ベビマ教室 | ⑧妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導
(乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業) |
| ⑨妊産婦乳児一般健康診査等 | ⑩乳児健康診査(4か月児・9か月児) |
| ⑪1歳6か月児健康診査 | ⑫3歳児健康診査 |
| ⑬2歳児歯科健康診査 | ⑭2歳児歯科健康診査 |
| ⑮事故防止対策 | |

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

- | | |
|-------------|----------------|
| ①食に関する健康づくり | ②もぐもぐ教室(離乳食教室) |
| ③乳幼児への栄養相談 | ④親子ふれあい料理教室 |

3. 子どもを取り巻く心と身体健康づくりの推進

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①心と性の健康づくり対策 | ②飲酒・喫煙防止対策 |
| ③薬物乱用防止対策 | ④関係業界への自主的措置の働きかけ |
| ⑤有害情報に関する啓発 | |

4. 周産期・小児医療体制の充実

- | | |
|---------------|---------------|
| ①小児医療体制の確保・充実 | ②かかりつけ医の確保の啓発 |
| ③不妊治療に対する支援 | |

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ①サポート・ティーチング(S・T)推進事業 | ②幼児教育推進事業 |
| ③学校施設の整備 | ④学童クラブ支援員のスキルアップ講座 |

2. 家庭や地域の教育力の向上への支援

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ①地域全体で子育て家庭を支える意識啓発 | ②これから親となる男女への学習機会の提供 |
| ③中学生等が乳児とふれあう機会の提供 | ④地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進 |

3. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| ①心を育てる読書の大切さや楽しみ方を伝える読書のススメ | ②夏休み等子ども体験事業 |
| ③地域の高齢者の参画を得た世代間の交流 | |

基本目標5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

- | | |
|----------|------------|
| ①都市公園の管理 | ②児童館等の利用促進 |
|----------|------------|

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

- | | |
|---------------------|---------------|
| ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 | ②男女共同参画に関する啓発 |
| ③家庭内での男女共同参画の推進 | |

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

- | | |
|---------------|--------------|
| ①登下校の安全の確保 | ②おおつき防災安全メール |
| ③交通安全対策推進事業 | ④防犯教室・講習の開催 |
| ⑤災害時の子育て支援の充実 | |

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化、地域におけるつながりの希薄化等により、周囲に子育ての支援を得られない家庭が増加する等、子ども・子育て支援に関するニーズは多様化・複雑化しています。また、共働きの増加により、地域における保育ニーズは高まっているといえます。アンケート調査においても、共働き家庭は就学前児童で72.2%、小学生児童で70.3%となっており、安心して子どもを預けられる体制の整備は必要不可欠です。

本市においては、子どもの心身の健やかな成長を支えるために、安心して保護者が子どもを預けられるような体制を整備し、地域における教育・保育の場及び子育て支援事業を充実させます。

①施設型保育給付・地域型保育給付

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園に対し、教育・保育が適切に実施されるよう施設型給付費を支給します。
- ◆ 地域型保育事業を実施する施設に対し、保育が適切に実施されるよう地域型保育給付費を支給します。

○●方向性●○

- ◆ 子育て家庭の生活実態やニーズを踏まえ、子ども・子育て支援制度に基づき、給付を行うことで、教育・保育事業の充実を図ります。

②延長保育事業（時間外保育）

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を行います。

○●方向性●○

- ◆ 利用者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。

③病児・病後児保育

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 児童が発熱等の急な病気となった場合、または病気回復期において、当該児童を病院や保育所(園)等に付設された専用スペースで、病児・病後児保育を行います。

〇●方向性●〇

- ◆ 事業の周知に努めるとともに、実地機関との連携を強化し、病児・病後児保育の充実を図ります。

④一時預かり事業

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 家庭で子育て中の保護者が、病気や冠婚葬祭等で育児ができなくなったときや育児疲れ解消のために、保育所等で一時的に児童を預かります。

〇●方向性●〇

- ◆ 事業の周知を行うとともに、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

⑤ファミリーサポートセンター事業

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 仕事と育児の両立のために、3か月から12歳までの子どもを預けたい保護者(依頼会員)に対して、子どもを預かることができる者(協力会員)を紹介する会員組織の相互援助活動の調整を図る事業を、大月市児童館で実施します。

〇●方向性●〇

- ◆ 急な預かりなどの依頼に対応できるよう利用しやすい環境を整えるとともに、助成金を支給することで、利用者の負担軽減を図ります。
- ◆ 協力会員を増やすとともに、相互援助活動の調整を図ることで、地域の保育力の充実を図ります。
- ◆ 補助事業であるエンゼルサポート事業と連携しながら事業を実施します。

⑥産休、育休明け保育推進事業

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 0歳児が3人以上で、かつ1歳児を5人以上預かる民間の保育園に対し、産休、育休明けの保育推進事業の充実を促進します。

〇●方向性●〇

- ◆ 保育士の人材確保に努めるとともに、受入れを行う施設を増やすことで、受入れ体制の充実を図ります。

⑦放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 保護者の就労等のため、放課後等において家庭で保育が受けられない小学校1年生～6年生の児童に対し、学校施設等を利用して集団遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。

○●方向性●○

- ◆ 市民ニーズを把握しながら、待機児童が発生しないように、安全・安心に実施します。

⑧放課後子ども教室

社会教育課

○●事業内容●○

- ◆ 市内小学生・中学生を対象として、放課後の安心・安全な活動拠点（居場所）の確保を図ります。
- ◆ 放課後や週末等に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行います。

○●方向性●○

- ◆ 事業の充実を図るとともに、放課後学童クラブとの連携強化や一体的提供の実地を検討します。
- ◆ 利用者数が減少していることから、各教室の認知度の向上を図ります。

⑨保育サービス評価の充実

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ アンケート調査等を通じて、事業運営における具体的な問題点等を把握し、サービスの向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供します。

○●方向性●○

- ◆ 保育の質を確保し、広く市民に保育に関する必要な情報を提供するため、広報やホームページ、SNS等を積極的に活用します。
- ◆ 利用者アンケート等を通じて、ニーズを把握し、サービスの向上に努めます。

○●事業内容●○

- ◆ 子どもの安全を守り、保護者が安心して子育てと就労を両立できる環境を整えるため、「幼稚園・保育所（園）の再編に関する市の方針」に基づき、施設の再編整備を進めます。

○●方向性●○

- ◆ 働き方の多様化などに対応するため、認定こども園への移行を視野に入れた整備を進めます。
- ◆ アンケートや地区説明会等を通じて、教育・保育施設の整備を検討します。

⑪保育士等の確保

○●事業内容●○

- ◆ 妊産婦や子どもの健全な成長を促進するため、保育士及び教員、看護職員、保健師、心理士等の適正な人員の確保に努めます。

○●方向性●○

- ◆ 子育て支援や児童健全育成活動に関わる保育士等に関して人材の確保に努めます。

⑫乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

○●事業内容●○

- ◆ 保護者の就労要件を問わず時間単位で保育施設を利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

○●方向性●○

- ◆ 市内の保育園・認定こども園等の保育施設や県、関係機関等と連携し、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の実施に向けて体制を整備します。

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

安心して子どもを地域で育てていくためには、子育てに関する必要な情報を必要とする人が入手でき、困ったときにはいつでも相談できる体制を整備していくことが重要です。アンケート調査においても、子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報の満足度は「とても満足している」と「やや満足している」を合わせた『満足』が就学前児童で56.0%、小学生児童で49.4%となっていますが、「全然満足していない」と「あまり満足していない」を合わせた『不満』が就学前児童で24.5%、小学生児童で25.5%となっており、満足度をさらに高めていくことが重要です。また、子育てニーズの多様化・複雑化に伴い、専門的な相談にも対応できる相談支援体制の充実も求められているといえます。

本市においては、誰もが気軽に子育ての相談ができるように、妊娠期から切れ目のない相談支援体制を整備するとともに、広報紙・市ホームページだけではなく、SNS等の情報ツールも活用した情報提供体制を充実させます。

①こども家庭センター

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連携調整等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

○●方向性●○

- ◆ 関係機関と連携して、切れ目のない支援を継続して行います。

②相談事業

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ こども家庭センターでの相談事業及び保育所（園）、幼稚園、認定こども園における相談窓口の充実を図るとともに、教育相談センターの活用を促進するなど、子育てに対する相談・支援活動の拡充に努めます。

○●方向性●○

- ◆ 児童や保護者の多岐にわたるニーズに合った相談業務が必要となることから、保健、教育、医療等様々な機関と連携し、各機関の持つ資源を活用して、支援・援助を拡充します。
- ◆ 多様化・複雑化する相談に対応するため、専門的な知識を持った相談員による支援体制の整備を図ります。

○●事業内容●○

- ◆ 保健師、栄養士、心理相談員等の専門職により、子どもの発育発達に関することや栄養、生活習慣、予防接種等子どもの健康に関する相談を、市役所窓口だけではなく電話相談や各種健康診査時など、多くの方法や機会を通して実施します。

○●方向性●○

- ◆ 保健師、栄養士、心理相談員等の専門職による常時相談が実施できるよう体制を整備します。

④家庭児童相談事業

○●事業内容●○

- ◆ 家庭における適正な児童養育、家庭児童福祉の向上を図るため、相談業務を拡充するとともに、家庭児童相談員を配置し、より細やかな対応を進めます。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会の活用を図り、虐待の未然防止と適切な支援体制を強化します。

○●方向性●○

- ◆ 要保護児童対策地域協議会を活用し、教育、保健、福祉、児童相談所等関係機関が定期的な会議を行い、虐待の未然防止と、適切な相談支援体制を構築します。
- ◆ 児童虐待や不登校など相談内容は多様化していることから、相談しやすい環境を整備するとともに、各種研修会への参加を通じた職員の資質向上を図ります。
- ◆ 要保護児童対策地域協議会の活用を図るとともに、要保護児童に対する個別カンファレンスを必要に応じて開催し、虐待の未然防止と適切な支援につなげます。
- ◆ 支援が必要な家庭に対して情報提供や相談事業を充実させます。

⑤発育発達相談

○●事業内容●○

- ◆ 心身の成長発達に心配のある子どもや保護者を対象に、小児科医・臨床心理士・作業療法士・保健師による専門相談や支援を行います。また、相談の結果に応じて、専門機関につなげるなど、二次機関との連携や継続した支援を行います。

○●方向性●○

- ◆ 医師、臨床心理士、作業療法士、保健師等の確保に努めます。
- ◆ 必要な時期に適切に対応できるような体制を整備します。

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

誰もが安心して子育てをするためには、家庭だけではなく、地域全体で子育てを支援していく体制が必要不可欠です。アンケート調査においても、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無において、「いずれもない」と答えた割合は就学前児童で8.1%、小学生児童で8.6%と親族や知人に頼れない保護者がいることがわかります。

本市においては、地域で子育てを支える人材の育成に加え、子育て世帯同士だけではなく、地域と交流できるような環境を構築することで、地域におけるつながりの希薄化が進む中、誰もが安心して子育てができるよう、行政と地域が連携して支援を展開していく体制を充実させます。

①保育サポーター養成講座

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ ファミリーサポートセンター事業を円滑に推進するため、担い手となる保育サポーターの登録人数を増やし、安定した人数の確保に努めるとともに、養成講座を開催し、人材の育成を図ります。

〇●方向性●〇

- ◆ 継続的に養成講座を開催することにより、保育サポーターとなる人材の確保に努めます。
- ◆ 援助活動に必要な知識や技術を身につけ、安全かつ円滑に活動が行えるよう、スキルアップ研修の実施や県の保育研修会等を活用し、資質向上を図るとともに、様々なニーズに対応できる人材の育成を行います。

②地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 子育て支援の推進を図るために、家庭・学校・幼稚園・保育所（園）・子育てサークル・関係機関・関係団体などが連携し、情報を共有化し、一体となって総合的な子育て支援づくりを進めていくことのできるネットワークの構築を図ります。

〇●方向性●〇

- ◆ 子育ての問題を地域の課題として共有し、地域全体で子どもを育てることができるよう、こども家庭センターを中心に、教育・保育施設や学校等に情報発信すること等を通じて、子育て世帯のネットワーク形成を図ります。

4. 子育て家庭への経済的支援

子育ては経済的な負担が多く、経済的な要因で子どもを産めない・増やせない家庭が増加しています。また、近年の物価高等の影響により、子育て世帯の経済的負担が高まってきているともいえます。アンケート調査では、今後、大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるものにおいて、『経済的な支援の充実』が就学前児童で52.7%、小学生児童で48.3%と共に3番目に多くなっています。

本市においては、経済的な理由で子どもの健全な育成が妨げられることがないよう、市民ニーズを捉えながら、適正に経済的な支援を実施します。また、誰もが必要な経済的支援を受けることができるよう、制度の周知も行います。

①児童手当

子育て健康課

事業内容

- ◆ 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学生までの児童を養育している家庭に対して児童手当を支給します。

方向性

- ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に給付を行います。

②幼児教育・保育の無償化

子育て健康課

事業内容

- ◆ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳～5歳児、住民税非課税世帯の0歳～2歳児の幼児教育・保育料を無償化しています。

方向性

- ◆ 国の方針及び基準に合わせて適正に対応します。

③多子世帯の保育所（園）・幼稚園の保護者負担金の軽減

子育て健康課

事業内容

- ◆ 保育所（園）・幼稚園を利用している世帯の保護者負担の軽減を図ることを目的に、国の基準に加えて、市独自の事業や県の事業を利用し、経済的な負担の軽減を図ります。

方向性

- ◆ 制度の周知を行うとともに、適正に対応します。

④子育て支援医療費助成制度（乳幼児医療費助成）

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 満18歳（高校生）までの児童の保護者に対し、児童が受診した際の保険診療による自己負担金を医療費助成金として助成します。

○●方向性●○

- ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に支給します。

基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

虐待を受けている子どもや家庭を支援していくためには、早期発見・早期支援ができる体制を整備していくことが重要です。また、虐待は、保護者の育児不安や精神的な負担に起因することもあるため、保護者の子育てに関する様々な不安を軽減していくことも重要です。

本市においては、妊娠期から切れ目のない支援を展開することで、保護者の不安の軽減を行い、虐待が発生した際には早期発見・早期支援ができる環境の整備を行います。

①育児不安解消・虐待発生予防に向けた妊娠期からの継続した相談・支援

子育て健康課

〇〇事業内容〇〇

- ◆ 乳幼児健康診査や妊産婦健康診査等の場を活用し、福祉・保健・医療・教育など関係機関が連携して、妊娠期から切れ目のない相談・支援体制の整備を進めます。

〇〇方向性〇〇

- ◆ 母子手帳交付時や乳幼児健康診査・教育の場を活用し、関係機関との相談・支援体制づくりを行い、子どもや家族が安心して子育てができるように継続的な支援を行います。
- ◆ 地区担当保健師を中心に、医療機関やこども家庭センター等の関係機関と連携して支援を展開します。

②要保護児童対策地域協議会の運営

子育て健康課

〇〇事業内容〇〇

- ◆ 児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関が連携を図り、要保護児童対策地域協議会を運営します。
- ◆ 関係機関と連携し、児童虐待防止に関する情報の発信や啓発活動を行います。

〇〇方向性〇〇

- ◆ 要保護児童対策地域協議会を構成する機関の連携を強化し、情報共有を図ることで、要保護児童に対して速やかな対応を図ります。
- ◆ 構成メンバーが協議会の設置内容や必要性などを十分に理解し、的確に運営できるように研修会等を行い、さらなるスキルアップに努めます。
- ◆ 児童虐待防止推進月間に合わせた広報紙への掲載や、関係機関へのリーフレット等の配布により、啓発活動を行います。

2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援【子どもの貧困対策計画】

令和元年に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱では、「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」が目的として掲げられています。貧困を家庭の責任とせず、子どもの最善の利益を考慮した取り組みを推進していくことが重要です。

本市では、ひとり親家庭や貧困家庭等の支援が必要な家庭の生活の安定と向上を図るため、経済的支援だけではなく、相談体制の充実や自立支援等様々な支援を包括的・早期に実施できる体制を整備していきます。

①支援施策に関する情報提供の実施

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ ひとり親家庭や貧困家庭を対象に、市や県で実施する各種支援制度に関する情報提供を行います。
- ◆ 母子父子福祉資金、寡婦福祉資金や生活福祉資金等の貸付事業の相談を受け、県等の支援窓口へつなげます。

○●方向性●○

- ◆ 制度の周知に努め、自立支援制度の利用促進を図ります。

②自立支援に関する各種相談・各種支援制度の実施

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ ひとり親家庭等の自立のための相談、情報提供、就業支援等を行う母子・父子自立支援員を中心に、就業相談及び自立支援プログラムの作成を行うとともに、関係機関による支援につなげます。

○●方向性●○

- ◆ ハローワーク等と連携し、相談しやすい体制を整えます。
- ◆ ひとり親家庭等の抱える問題や課題を把握し、ニーズに合った総合的な相談事業の実施や就業が安定的に継続できるような支援を行います。
- ◆ 市広報やチラシの配布、福祉行政に関わる民生委員等を活用し、制度の周知に努めます。

③地域ネットワークの形成

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ ひとり親家庭や貧困家庭等支援が必要な家庭が支援を受けられるように、市内の福祉、教育、保健等の公共機関と地域で活動する支援団体が連携して、支援を必要とする家庭の発見と必要とする支援をつなぐ、地域ネットワークを形成します。

○●方向性●○

- ◆ 福祉、教育、保健師等の中で各担当が提供できる支援の内容を明確にし、支援内容を共有するとともに、公的機関と民間支援団体が連携して、支援を必要とする方に適切な支援を提供します。

④幼児教育・保育の無償化【再掲】

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園等を利用する3歳～5歳児、住民税非課税世帯の0歳～2歳児の幼児教育・保育料を無償化します。

○●方向性●○

- ◆ 国の方針及び基準に合わせて適正に対応します。

⑤児童扶養手当

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ ひとり親家庭の児童（18歳未満、障がいのある場合は20歳未満の児童）を養育している母親、父親または養育者（公的年金受給者等は、額が児童扶養手当額を下回る場合、差額分を支給）に対して生活の安定と自立の促進に寄与するために児童扶養手当を支給します。

○●方向性●○

- ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に支給します。

⑥ひとり親家庭医療費助成制度

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等の親と児童、父母のいない児童が通院・入院した際の医療費及び歯科診療費のうち、保険診療の自己負担分を助成します。

○●方向性●○

- ◆ 広報等により制度の周知を行うとともに、適正に助成します。
- ◆ ひとり親家庭の自立を促進するための支援の周知を図ります。

⑦要保護及び準要保護児童就学援助事業

学校教育課

〇●事業内容●〇

- ◆ 経済的な理由により、就学が困難と思われる児童及び生徒の保護者に対し、学用品、校外活動費、給食費など補助基準額を設定して、就学援助を行います。

〇●方向性●〇

- ◆ 就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等に取り組み、就学援助の活用・充実を図ります。
- ◆ 補助制度について、関係機関と連携し国へ拡充要望を図ります。

3. 多様な子どもへの支援の充実

障がいの有無や国籍等にかかわらず、誰もが健全な育成のための教育・保育を受けられるような体制を整備していくことが必要不可欠です。発達の遅れがある子どもや外国にルーツを持つ子ども等、特別な支援を必要とする子どもが増加している中、保健・医療・福祉・教育等、様々な関係機関が一体となって支援を展開できる環境を整備していくことが重要です。

本市では、国籍や障がいの有無等にかかわらず、誰もが自分らしく生活できる社会の実現に向けた支援を充実させるとともに、専門的な支援を展開できる人材の育成に取り組めます。

①障がい児保育事業

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 障がいがあっても集団生活が可能な児童に対して保育を提供できるよう受入れの促進を図ります。
- ◆ 私立保育園や認定こども園が実施する障がい児保育事業に対して、補助金を交付します。

〇●方向性●〇

- ◆ 保健・医療・福祉・教育など関係機関と連携を取りながら、状況等に応じた支援体制を整えます。
- ◆ 障害児福祉計画と連携し、施策の充実を図ります。

②放課後学童クラブでの障がい児の受入れ体制の整備

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 障がいのある児童の福祉向上と保護者の就労支援を図るため、放課後学童クラブにおいて障がいがある児童の受入れを行い、学童クラブにおける保育体制の向上を進めます。

〇●方向性●〇

- ◆ 障がいのある児童の状況に応じて受入れを行います。
- ◆ 障がいのある児童を保育できる支援員の確保に努めます。
- ◆ 障がいのある児童を保育する支援員の資質を向上させるため研修を実施します。

〇●事業内容●〇

- ◆ 発達が気になる就学前児童と保護者を対象に、音楽療法士・保健師・作業療法士・理学療法士等が集団による訓練・指導を行います。

〇●方向性●〇

- ◆ 子育て世帯同士の交流の場の確保に努めます。
- ◆ 子育て世帯のニーズを把握しながら、利用者が楽しい経験ができるよう事業内容の充実を図ります。

④障がい児に対する在宅サービス事業

〇●事業内容●〇

- ◆ 障がいのある児童ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、居宅介護や短期入所等の在宅福祉サービスを提供します。
- ◆ 放課後等デイサービス等の障がい児通所支援を行います。

〇●方向性●〇

- ◆ きめ細かな障がい福祉サービス提供や相談支援体制のさらなる充実に努めます。
- ◆ 障害児福祉計画と連携し、施策の充実を図ります。

⑤特別支援教育

〇●事業内容●〇

- ◆ 障がいの有無にかかわらず、平等に教育を受ける機会を保障し、個に応じた教育及び通学に係る保護者負担の軽減も含めた支援を行います。

〇●方向性●〇

- ◆ 丹波山村・小菅村と共同で設置した言語障がい、情緒障がい及び発達障がいの通級指導教室の円滑な運営を図るとともに、関係機関が連携しながらさらなる充実に努めます。

⑥障がいのある児童と親への経済的支援

福祉介護課

○●事業内容●○

- ◆ 重度・中度の障がいのある20歳未満の子どもを在宅で看護する保護者を対象とした特別児童扶養手当や、重度の障がいを有し常時特別の介護を必要とする児童を対象とした障害児福祉手当など、経済的支援を行います。

○●方向性●○

- ◆ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当などの給付を継続し、保護者の経済的支援を図るとともに重度の障がい児が地域で生活できるように在宅支援の充実を図ります。
- ◆ 病院等の関係機関との連携を強化し、制度の周知を図ります。

⑦発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備

福祉介護課

○●事業内容●○

- ◆ 発達障がいやその疑いのある児童等の日常生活の自立や社会性の育成を促進するため、保育所（園）・幼稚園・学校・児童相談所・保健所・市等が連携し、乳幼児期からの支援体制を整えるとともに、継続的な相談や助言を行うなど、適切な支援が行えるよう努めます。

○●方向性●○

- ◆ 保健・医療・福祉・教育など関係機関で連携・情報共有を行うことで、支援体制の構築に努めます。
- ◆ 関係機関と連携し、未就学の障がいのある子どもの発達支援を行う児童発達支援センターについて、令和8年度末までの設置を目指します。

⑧外国にルーツを持つ子どもへの支援

企画財政課・学校教育課・子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 外国にルーツを持つ子どもに対して、情報の多言語化や外国語対応ができる職員の配置等を通じて、国籍や生まれた環境に左右されない支援を行います。

○●方向性●○

- ◆ 外国籍の保護者や子どものニーズを捉えながら、支援内容の充実を図ります。

○●事業内容●○

- ◆ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置等、医療的ケアが必要な子どもが地域の保育、教育等の支援を受けられる体制を整備します。

○●方向性●○

- ◆ 障害児福祉サービスのニーズを的確に把握し、医療的ケア児支援の協議の場等を通じて、サービスを効果的に提供できる体制整備に努めます。

⑩困難を抱える子どもへの支援

○●事業内容●○

- ◆ 県や学校、関係機関等と連携し、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等様々な困難を抱える子どもへの支援を充実させます。

○●方向性●○

- ◆ 各種相談窓口や民生委員・児童委員との連携、子育て世帯訪問支援事業等を通じて様々な課題を抱える子どもを把握し、適切な支援に結びつけます。

基本目標3 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

安心して子育てをしていくためには、母子共に健康であることが重要であり、そのためには、健康診断等の各種健診だけではなく、育児相談等の心身の健康につながる様々な支援を展開していくことが必要不可欠です。

本市においては、妊娠期から健康診断や子育て相談等の様々な切れ目のない支援を展開することで、誰もが安心して子育てができる環境を充実させます。

①母子健康手帳の交付

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・育児を通して、母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進に役立てます。さらに、活用方法や健康管理に対する支援に努めていくとともに、妊娠届出時より、健全な母子関係育成のため、ハイリスク妊婦を把握し、妊娠・出産・育児について継続的な支援を行います。

〇●方向性●〇

- ◆ 妊娠届出後、早期から継続した支援を行うとともに、母子健康手帳を母親自身が活用していけるよう普及を図ります。
- ◆ 妊娠中期、後期になってからの妊娠届出者もいることから、早めに届け出るよう啓発します。

②妊婦あんしんタクシー利用者助成事業

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 妊婦が出産のための入院時に、医療機関までの交通手段がない場合など、緊急にタクシーを利用したときの費用を助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、妊婦の不安を解消し、安心、安全な出産を支援します。

〇●方向性●〇

- ◆ 母子手帳発行時のチラシの配布や掲示、広報、ホームページ、個別支援実施時など様々な機会を通じて事業の周知を図ります。

〇●事業内容●〇

- ◆ 育児不安を感じることが多い生後1か月～4か月の時期に、児童と母親を対象に育児相談、母乳に関する相談、体重測定、母親自身の体調の相談、産後の体のケア等について相談室を設けます。

〇●方向性●〇

- ◆ 専門家に気軽に相談できる環境を整備するとともに、支援が必要な人に対して積極的に参加を促すことで、妊娠期からの切れ目のない支援を実施します。

④産後ケア事業

〇●事業内容●〇

- ◆ 母親が安心して自信を持って育児ができるよう、最も不安が大きいとされる出生直後から産後4か月までの母子で、医療的な処置を必要とせず、不安や負担感があり、家族等周囲の支援が得られない母子を対象に宿泊型の産後ケアを実施します。

〇●方向性●〇

- ◆ 育児不安の解消に向け、他の支援事業と連携しながら事業を実施します。

⑤ママ・パパ学級

〇●事業内容●〇

- ◆ 妊娠・出産・育児に関する正しい知識と心構えの普及啓発と実践を行うとともに、参加者同士の交流の場として実施します。【年4クール（1クール3回）】
- ◆ ママ・パパ学級の参加者を対象に、出産後に交流を目的としたクラス会を実施します。【1クールにつき1～2回】

〇●方向性●〇

- ◆ 妊娠・出産・育児に関する知識の習得と参加者同士の交流が行えるように、ニーズを把握しながら事業の修正や追加を行います。
- ◆ ママ・パパ学級が終了した後も気軽に交流できるよう、自主グループの育成に努めます。
- ◆ 妊娠中から歯の健康について考えることができ、3歳でう歯になる児童が減るように努めます。

⑥育児教室

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 育児不安の軽減を図り、母親が安心して子育てできるようになることを目的に、母親同士の交流や月齢に適した保健指導を実施します。【年12回】

○●方向性●○

- ◆ 母親の育児不安を軽減できるような情報提供、交流会を目指し、内容の充実を図ります。
- ◆ 参加者数によって、実施方法を柔軟に変更します。
- ◆ 欠席者には子育て健康課窓口、または乳児家庭全戸訪問事業等により、書類を確実に交付できるよう努めます。

⑦ベビマ教室

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 助産師によるベビーマッサージを行う教室で、同月齢の子どもや保護者同士の交流や育児相談の場として実施します。【年4回】

○●方向性●○

- ◆ ゆったりとした時間を過ごし母子共にリラックスできる教室運営に努めます。
- ◆ 乳児の健やかな成長を支援するため保健指導を実施します。
- ◆ 子育て等の不安や心配ごとが解消できる場となるよう努めます。

⑧妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

(乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業)

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 新生児及び妊産婦全員を対象に、また、ハイリスク妊婦、育児支援等が必要な乳幼児や保護者を対象に育児支援等を目的として、保健師と助産師による訪問指導を実施します。

○●方向性●○

- ◆ 支援の必要な妊産婦に対しては、保健師等による個別支援を行います。
- ◆ 里帰り期間が長期になる場合は、里帰り先に訪問を依頼し、早期に新生児訪問が実施できるように努めます。

○●事業内容●○

- ◆ 母子健康手帳発行時に受診票を交付し、妊産婦及び乳児の一般健康診査、新生児聴覚検査の実施及び費用を助成することで、妊産婦、乳児の異常の早期発見に努めるとともに、健康診査費用の負担の軽減を図ります。

【初回の産科受診料（低所得妊婦の場合） 妊婦 1 人14回（多胎の場合 5 回分追加の19回まで）、乳児 1 人 2 回、産婦 1 人 2 回、新生児聴覚 1 人 1 回】

○●方向性●○

- ◆ 健康診査費用の軽減と妊産婦・乳児の異常を早期に発見し支援します。
- ◆ 健康診査受診率の向上と未受診者への支援に努めます。

⑩乳児健康診査（4 か月児・9 か月児）

○●事業内容●○

- ◆ 4 か月児・9 か月児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、健康推進を目的に実施します。【年12回】

○●方向性●○

- ◆ 受診率100%を目指して継続して実施します。
- ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。

⑪1 歳 6 か月児健康診査

○●事業内容●○

- ◆ 1 歳 6 か月児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、食事指導、健康推進を目的に実施します。

○●方向性●○

- ◆ 受診率100%を目指して継続して実施します。
- ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。

⑫ 3歳児健康診査

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 3歳児の疾病・異常の早期発見、成長・発達の評価、育児支援、健康推進を目的に実施します。

○●方向性●○

- ◆ 受診率100%を目指して継続して実施します。
- ◆ 未受診者の適切な把握とその後の受診の勧め、フォローの徹底に努めるとともに、経過観察者及び要精検者に対しての確実なフォローを行います。

⑬ 妊婦歯科健康診査

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 歯肉炎や歯周炎、う歯になりやすい妊娠中に歯科診療を受けることにより、口腔疾患の予防、早期発見、早期治療に結びつけます。
- ◆ 妊婦の歯の健康に対する意識を高めることにより、生まれてくる子どもの歯の健康づくりにつなげられるよう、健康診査の内容の充実を図ります。【1人年1回】

○●方向性●○

- ◆ 受診者が少ないため、妊婦歯科健康診査の周知をします。
- ◆ 妊娠による口腔内への影響、妊婦の口腔環境胎児に与える影響についての理解が薄いため、妊娠時の歯の健康の大切さを周知します。

⑭ 2歳児歯科健康診査

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 乳歯が生え揃う時期である2歳児と2歳6か月児を対象に歯科検診と、希望者へのフッ素塗布を行います。
- ◆ う歯予防に関する正しい知識を提供し、家庭での実践につなげられるように、より具体的な歯みがき指導や相談を行い、う歯の予防を図ります。
- ◆ 発達検査・育児相談をあわせて行い、子どもの健やかな成長を支援します。

○●方向性●○

- ◆ 未受診者やフッ素塗布を希望しない親もいるため、フッ素の安全性やう歯予防に有効であることを周知します。
- ◆ 2歳から3歳の間にう歯が増加する傾向があるため、歯科保健指導を実施し、う歯のない子どもの増加に努めます。
- ◆ アンケート結果を分析し、事業の充実につなげます。

○●事業内容●○

- ◆ 4 か月児健康診査の集団指導において、事故防止に関する指導を行います。

○●方向性●○

- ◆ 知識の普及や意識の向上のために、発達に応じた事故種類別のパンフレットを用いて個別指導もあわせて行います。

⑯予防接種

○●事業内容●○

- ◆ 予防接種法に基づき各種予防接種を実施し、感染症への感染を予防します。

○●方向性●○

- ◆ 子ども・子育てに関する事業や健康診査等の機会を通じ、接種率が向上するよう周知と勧奨を行います。

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

子どもの健全な成長のためには、乳幼児期からの規則正しい生活習慣と栄養バランスのとれた食生活の定着が必要不可欠です。令和4年度に実施した大月市第9次健康増進計画・食育推進計画の策定に関するアンケート調査では、朝食を欠食する子どもは、乳幼児期4.0%、学童期で4.4%と少数ながら存在しています。

本市では、様々な機会を活用し、ライフステージに応じた健康習慣と食習慣に関する啓発を行うとともに、食事づくりや食事を共に行うことで豊かな家族関係を構築できるよう支援していきます。

①食に関する健康づくり

子育て健康課

事業内容

- ◆ ライフステージに応じた食の大切さや食を通じた家族・地域とのふれあいについて、情報や学習機会の提供を行います。

方向性

- ◆ ライフステージに応じた情報や学習機会の提供の充実を図ります。
- ◆ 保健活動推進員を中心に食育に関するイベントを開催したり、食育の大切さの啓発を行います。

②もぐもぐ教室（離乳食教室）

子育て健康課

事業内容

- ◆ 食生活面での育児に対する正しい知識と心構えの普及を図ることを目的に、保健師や栄養士による指導や調理実習を行います。【年6回】

方向性

- ◆ 教室の内容の周知を行うことで、参加者の増加を図るとともに、子どもの成長に合わせた食生活の重要性について周知します。
- ◆ 1回の教室で、離乳食開始から完了期までを効果的に指導し、子どもの成長過程におけるフォローは、乳幼児健康診査や個別で対応します。

○●事業内容●○

- ◆ 乳幼児期からの味覚の形成、正しい食生活習慣の定着を図るため、1歳6か月児健康診査時の栄養士による個別栄養相談や、子育て健康課窓口や電話による栄養相談を実施します。

○●方向性●○

- ◆ 食や栄養に関する情報提供の場が限られているため、乳幼児期の健康診査の機会を活用し、発達段階に応じた栄養相談を行います。
- ◆ 電話や子育て健康課窓口においても、栄養士による栄養相談を行います。

④親子ふれあい料理教室

○●事業内容●○

- ◆ 小学校6年生以下を対象に、親子で一緒に食事づくりを体験することを通じて、親子の交流を深め、食生活について学べる教室を開催します。

○●方向性●○

- ◆ 保健活動推進員と連携し、参加しやすいよう、開催時期や内容等を工夫し、継続して実施します。

3. 子どもを取り巻く心と身体健康づくりの推進

子どもの健全な育成のためには、命の大切さなどの情操教育だけではなく、子どもを様々な危険から守るための施策を展開していくことが重要です。飲酒・喫煙や薬物、有害な社会環境といった心身の健康に悪影響を与えるものから子どもを守るとともに、近年問題となっているインターネットやSNSの正しい使い方についても支援していくことが必要不可欠です。

本市では、庁内の関係各課や学校、地域等と連携し、子どもの豊かな心を育む情操教育を行うとともに、子どもを危険から守る支援を展開します。

①心と性の健康づくり対策

学校教育課・子育て健康課

事業内容

- ◆ いのちの大切さや性と性感染症について正しい知識の普及と意識の高揚に努めます。

方向性

- ◆ 庁内の関係各課で連携して、エイズや性感染症などに対する正しい知識の普及や「命の学習」を行い、こころも身体も健康であることの大切さを伝えます。
- ◆ 庁内の関係各課で連携して、小学校などでいのちの授業を行い、いのちの大切さを伝えます。

②飲酒・喫煙防止対策

学校教育課・子育て健康課

事業内容

- ◆ 広報紙への掲載やパンフレットの配布、ポスターの掲示など、あらゆる媒体を通して、飲酒・喫煙防止等の啓発に努めます。また、学校との連携を強化し、飲酒・喫煙防止教育等による未成年者の飲酒・喫煙を防止するための環境整備を進めます。

方向性

- ◆ 庁内の関係各課で連携して、飲酒及び喫煙が与える自身や家族等の周囲への健康被害などについて正しい知識の普及を図ります。
- ◆ 地域全体で取り組めるように支援します。

③薬物乱用防止対策

学校教育課・子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 富士・東部保健所管内薬物乱用防止指導委員協議会や薬物乱用防止指導員と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施します。
- ◆ 学校との連携体制を強化し、学童期・思春期からの正しい知識の普及を図るとともに、相談体制・指導体制を充実させます。

○●方向性●○

- ◆ 薬物についての知識を深め、一人ひとりの意識を高める取組を推進します。
- ◆ 庁内の関係各課や薬物乱用防止指導員と連携して、学童期・思春期からの正しい知識の普及に努めます。

④関係業界への自主的措置の働きかけ

社会教育課

○●事業内容●○

- ◆ 市内商店や娯楽施設等に対し、有害な社会環境を浄化するため、健全な環境の確保に向けた働きかけを行います。

○●方向性●○

- ◆ 青少年関係団体と連携し、青少年の保護を図ります。

⑤有害情報に関する啓発

学校教育課

○●事業内容●○

- ◆ インターネットやSNSの使い方と危険性について、学校と連携して啓発します。

○●方向性●○

- ◆ 学校と連携しながら、啓発指導を実施します。

4. 周産期・小児医療体制の充実

周産期の医療体制を充実させることは、安心して子どもを産むことができる環境につながります。また、子どもの急な疾病に対応できる小児医療体制を充実させることは、安心して子育てができる環境につながります。アンケート調査の大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるものにおいて、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が就学前児童・小学生児童共に最も多くなっており、子どもの医療に対するニーズが高いことがわかります。

本市においては、県や市内の医療機関と連携して、周産期・小児医療体制の充実を図るとともに、子どもの疾病時に早期対応できるようかかりつけ医の重要性について啓発していきます。また、不妊治療に対する精神的・経済的負担軽減も図ります。

①小児医療体制の確保・充実

子育て健康課

事業内容

- ◆ 地方独立行政法人大月市立中央病院及び富士・東部小児初期救急医療センター等と連携し、小児医療体制の安定的な確保・充実を図ります。

方向性

- ◆ 地方独立行政法人大月市立中央病院の小児科での受診受入れと、医療関係者協力のもと、県や市町村が共同してつくる富士・東部小児初期救急医療センターの周知と活用を図ります。
- ◆ 乳幼児健診や育児教室等の様々な機会を活用し、救急医療体制についての周知を行います。

②かかりつけ医の確保の啓発

子育て健康課

事業内容

- ◆ 健康管理のため、身近な地域で継続的な医療が受けられる、かかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

方向性

- ◆ 広報やポスター、パンフレット、SNS等の情報媒体、乳幼児健診、育児教室等の様々な機会を活用し、かかりつけ医を持つことの必要性について周知啓発します。
- ◆ 市内には、小児科の開業医が少ないため、休日・夜間や救急時における富士・東部小児初期救急医療センターの適切な受診方法を指導します。

○●事業内容●○

- ◆ 国や県などと連携し、不妊症・不育症に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報の提供や悩みなどの相談に応じるとともに、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成します。

○●方向性●○

- ◆ 不妊治療全般に対して助成範囲を拡大し、さらなる経済的軽減を図ります。
- ◆ チラシ等を作成し、事業の周知を図ります。

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

子どもの健全な心身の成長と発達を支援するためには、学校教育の充実が必要不可欠です。そのためには、教育環境を支える専門的な人材の育成だけではなく、子どもたちが安心・安全に教育を受けられる学校施設・設備の整備が必要です。また、不登校やひきこもり、いじめ等の子どもを取り巻く問題に適切に対応できる環境の整備が必要です。

本市では、サポート・ティーチャー等の専門的な支援ができる人材の配置など、様々な子どもに対応できる環境を整えるだけではなく、計画的な学校施設・設備の充実を図る等、子どもの教育環境の充実に努めます。

①サポート・ティーチング（S・T）推進事業

学校教育課

事業内容

- ◆ 一人ひとりの資質や能力を伸ばし、個に応じたきめ細かな学習指導を確立するために、31人以上の学級にサポート・ティーチャーを配置します。
- ◆ 学級運営が特に困難な学級に配置する講師または支援員は、学校長からの配置要請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に配置します。
- ◆ 特別支援学級講師・支援員は、特別支援学級が設置されている学校長からの配置要請に基づき、教育委員会が必要と認める学校に配置します。

方向性

- ◆ 国・県の方針を踏まえ、学校からのニーズを踏まえた配置の拡充に努めます。
- ◆ 多種多様な個性を持った児童・生徒が多く在籍するため、人数の基準だけでなく、柔軟な配置の拡充に努めます。

②幼児教育推進事業

子育て健康課・学校教育課

事業内容

- ◆ 幼稚園、認定こども園において、幼児期にふさわしい、幼児の特性に応じた教育及び教育環境の整備を進めます。

方向性

- ◆ 保護者負担の軽減を図るために、運営経費の助成を幼稚園等に対して実施します。

○●事業内容●○

- ◆ 児童・生徒にとって利用しやすく、安全かつ安心して学習ができるよう施設の整備を進めるとともに、老朽化した校舎、体育館、プール等について計画的な改修を行います。

○●方向性●○

- ◆ 子どもが安心して快適に学校教育が受けられるよう、計画的に施設の整備や充実を図ります。

④学童クラブ支援員のスキルアップ講座

○●事業内容●○

- ◆ 学童クラブにおける子どもの健全育成を図るため、学童クラブ支援員の資質向上を図ります。

○●方向性●○

- ◆ 市主催の研修会を実施し支援員のスキルアップを図ります。
- ◆ 県及び児童館連絡協議会等が主催する研修をスキルアップ研修として活用します。

2. 家庭や地域の教育力の向上への支援

子どもの健全な育成には、親の教育力の向上だけではなく、地域全体で子どもを育てる環境を整備していくことも重要です。また、親の教育力は親になってからではなく、親になる前から支援していくことも必要です。

本市では、親になる前から育児について学ぶ機会を提供するとともに、子育てに関する地域の理解・関心を深め、地域全体で子育てを行う意識を醸成します。

①地域全体で子育て家庭を支える意識啓発

社会教育課

〇〇事業内容〇〇

- ◆ 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。

〇〇方向性〇〇

- ◆ 地域の青少年関係団体等のネットワークを活用して関係機関が連携し街頭キャンペーン活動等を行い、青少年問題を啓発します。
- ◆ 子どもたちの地域における様々な体験活動の機会やイベント、家庭教育支援に関する情報を集めた大月市こども情報誌「ゆりっ子」を年2回発行し、イベント等への参加を促します。
- ◆ 青少年だよりや市民会議だより等を通じて、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の啓発を図ります。

②これから親となる男女への学習機会の提供

子育て健康課

〇〇事業内容〇〇

- ◆ ママ・パパ学級や家庭教育の子育て講座など、家庭教育の重要性について学ぶ機会を提供します。
- ◆ 母子手帳アプリを活用し、妊娠・出産・育児・予防接種等の子育てに関する情報の発信をしていきます。

〇〇方向性〇〇

- ◆ 母子手帳アプリなどのツールを活用して正しい情報の発信と子育てについて学ぶ機会を提供します。

○●事業内容●○

- ◆ 乳児とのふれあい体験を通して、いのちの大切さや子育ての喜びを学び、次代の親となれるよう、保健活動推進委員会等と連携し、中学生など思春期の子どもを対象とした機会（いのちの授業）を提供します。

○●方向性●○

- ◆ 庁内の関係各課と保健活動推進委員会と連携して、乳児とのふれあい体験や、いのちの大切さを伝えるためのいのちの授業を実施します。

④地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進

○●事業内容●○

- ◆ 地域の自然や歴史を知り、また、昔の遊び等、体験や学習を通して、子どもたちに郷土への関心を持てるよう、地域の人々とのふれあい交流や地域ボランティア体験等の体験授業を実施することで、望ましい人間関係、人間性の育成に努めます。
- ◆ 学校・家庭・地域が一体となった道徳教育にも取り組みます。

○●方向性●○

- ◆ ふるさと大月教育人材バンクを活用し、学校と連携しながら、実施します。
- ◆ 公民館連絡協議会や公民館主事会議において、体験活動教室が実施できるよう働きかけます。
- ◆ 総合的な学習の時間において、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を実施するとともに、学校開放日及び授業参観等で道徳授業を公開します。

3. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

大月市を安心して子育てができるまちにしていくためには、大月市の地域特性を活かした子ども・子育て施策の展開が重要です。

本市においては、大月市の自然や文化、歴史、市が有する図書館や公民館といった地域資源を活用するとともに、世代間交流を活性化させることで、大月市らしい児童健全育成活動を行います。

①心を育てる読書の大切さや楽しみ方を伝える読書のススメ

社会教育課

〇●事業内容●〇

- ◆ 読書週間の定着化に向け、市立図書館の児童書の充実を図るとともに、中学生を対象に一日図書館員として図書館業務に携わる一日図書館体験事業を行うことで、図書館や図書資料についての理解を深めます。
- ◆ ブックスタート事業やこども読書週間におけるイベントの実施等により、読書を身近なものとします。
- ◆ 読み聞かせ、おはなし会を実施し、幼児・児童の健全育成を図ります。

〇●方向性●〇

- ◆ 児童向け新刊図書の購入やおすすめ本の常設展示、「おすすめ図書セット」の貸出等を実施し、子どもたちに読書活動の啓発を行います。
- ◆ 児童書の充実に努めるとともに、読書活動の啓発を行います。
- ◆ ボランティアによる読み聞かせや、職員による紙芝居や絵本の読み聞かせなどにより、親子読書の推進を図ります。

②夏休み等子ども体験事業

社会教育課

〇●事業内容●〇

- ◆ 自然豊かな本市を自分の足で歩き、まちの自然や文化にふれ、体験することを通じた健全育成を目的に、小学4年生～6年生を対象に川探索や工作など様々な体験教室を実施します。

〇●方向性●〇

- ◆ 他の小学校の児童と交流し、健全育成を推進する体験教室等を実施します。
- ◆ より多くの児童に参加してもらえよう、参加者の要望を取り入れながら事業の改善を行い、周知・啓発にも努めます。

○●事業内容●○

- ◆ 公民館事業の一環として、高齢者学級等の活用により、高齢者による昔の遊びや生活体験講話を行い、世代間交流事業を実施します。

○●方向性●○

- ◆ 日程や場所などを考慮し、参加しやすい環境づくりを整えるとともに、内容の充実を図り、参加者の増加に努めます。
- ◆ 地域で子どもたちが高齢者とふれあう機会が減少してきているため、世代間交流のできる行事の計画を推進します。

基本目標5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

子どもは遊びを通じて成長していくため、子どもの健全な育成には、子どもが遊ぶ場所を充実していくことが重要です。しかし、全国的には子どもの遊び場は減少傾向にあり、アンケート調査の大月市の子育て環境をさらによくしていくために重要と思われるものにおいて、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が就学前児童・小学生児童共に2番目に多くなっており、子どもの遊び場の充実は大きな課題の1つであるといえます。

本市では、都市公園を中心に子どもの遊び場を確保するとともに、子どものニーズを捉えながら、児童館等の市の施設を有効活用した遊び場の確保に努めます。

①都市公園の管理

産業観光課

○●事業内容●○

- ◆ 猿橋近隣公園、岩殿山公園の2つの都市公園を管理します。

○●方向性●○

- ◆ 利用者の安全を図るため施設内の維持管理に努め、花植えや植林を計画するなど自然環境を整備し、快適に過ごせる憩いの場所となるよう努めます。

②児童館等の利用促進

子育て健康課

○●事業内容●○

- ◆ 子どもの心身の健全な育成や情操を豊かにするため、児童館をはじめ、図書館や公民館等、児童が集う施設の利用促進を図ります。

○●方向性●○

- ◆ 幅広い年齢の児童が参画できるような事業の実施や施設の整備、活動の周知を行うことで、児童館や図書館、公民館等の利用者数の増加を図ります。

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

安心して子育てをするには、母親だけに家事・育児の負担が偏るのではなく、父母共に家事・育児に参画できる環境を整備していくことが重要です。そのためには、男女共同参画の意識の啓発だけではなく、共働き家庭が増加している背景も踏まえ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の啓発も必要となります。

本市においては、仕事と家庭生活を両立し、父母が共に家事・育児に参画できるよう、市民への啓発だけではなく、事業所等とも連携していきます。

①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

産業観光課

○●事業内容●○

- ◆ 子育てをしながら働き続けることができる環境整備を推進するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発、育児休業制度の周知に努めます。

○●方向性●○

- ◆ 県やハローワーク、商工会と連携し、「山梨えるみん認定制度」をはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する周知啓発を行います。また、市広報や市ホームページ等で周知啓発を行います。

②男女共同参画に関する啓発

秘書広報課

○●事業内容●○

- ◆ 国や県と連携して育児休業制度について市民や市内事業所への周知を図るとともに、男女共同参画に関する情報を「広報おおつき」や市のホームページ等に掲載することで、意識啓発を行います。

○●方向性●○

- ◆ 広報紙や市ホームページ等への掲載だけではなく、啓発イベントや出前学習会等の実施を通じて、周知・啓発を実施します。

③家庭内での男女共同参画の推進

社会教育課

○●事業内容●○

- ◆ 各種公民館事業の教室を利用して、家庭における家事・育児の分担等の男女共同参画を推進します。

○●方向性●○

- ◆ 庁内で連携しながら、各種公民館事業の内容を検討するとともに、出前講座等を活用し、家庭内における男女共同参画意識の醸成を図ります。

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

子どもを安心して産み育てることができる環境を整備していくためには、犯罪や事故を未然に防止し、災害時においても安心して生活できる安全なまちづくりを推進していく必要があります。そのためには、関係機関と連携し、子どもを守るという視点を持って、関係機関や地域が連携していくことが重要です。

本市においては、子どもを犯罪や事故から守るために、警察や消防等の関係機関と連携するとともに、発災時・災害時においても安心して生活できるように普段からの防災訓練や備蓄等を進めていきます。

①登下校の安全の確保

子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 防犯ブザーを全児童・生徒に配備し、登下校の際の安全を確保するとともに、一般家庭及び緊急避難場所に指定されている「子ども110番の家」など、地域との協力体制の中で情報の共有化を図り、安全管理の意識の向上を図ります。

〇●方向性●〇

- ◆ 大月市通学路安全推進会議を中心に、交通安全プログラムを策定して、関係機関の連携のもとで、安全な通学路の確保を図ります。
- ◆ 通学路の危険箇所の把握及び関係機関との合同点検を実施することで、通学路の安全確保を図ります。

②おおつき防災安全メール

総務管理課・子育て健康課

〇●事業内容●〇

- ◆ 市内で発生した犯罪情報や不審目撃情報、災害情報などを、あらかじめ登録された市民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信し、適切な対応ができるように努めます。
- ◆ 大月市の防災無線やお知らせを受信できる「おおつき防災アプリ」の充実を図るとともに、利用者数の増加を図ります。

〇●方向性●〇

- ◆ 様々な媒体等を通じて、当該事業の広報を行い、登録者の増加に努めます。
- ◆ SNS等を活用した情報発信を実施します。

〇●事業内容●〇

- ◆ 子どもが安全に通行できるよう歩道の整備を行うとともに、認定こども園や保育所（園）、幼稚園等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、道路管理者と協力して日常生活道路の安全確保や整備を進めます。

〇●方向性●〇

- ◆ 市内の保育所（園）や幼稚園に交通安全教室の開催を働きかけ、要望のある保育所等については、大月警察署の協力を得て、交通安全教室を開催します。
- ◆ 道路管理者と協力し、子どもたちが安全に通行できる日常生活道路の確保や整備に努めます。

④防犯教室・講習の開催

〇●事業内容●〇

- ◆ 子どもの防犯意識の高揚と防犯能力の育成のため、保育所（園）や学校等を単位として警察官等による防犯教室・講習を実施します。

〇●方向性●〇

- ◆ 関係機関、さらに地域と連携を図り、各保育所（園）単位で防犯教室を実施します。
- ◆ 学校での防犯教室の実施を行います。

⑤災害時の子育て支援の充実

〇●事業内容●〇

- ◆ 災害時の避難所での生活において、避難者目線での施設設置や施設配置等スペースのあり方に十分配慮を行い、「乳幼児の遊び場」や「ほふく室」等を整備します。
- ◆ 乳幼児用調製粉乳、離乳食の備蓄等についての啓発に努めます。

〇●方向性●〇

- ◆ 災害が発生した際に、慌てることのないよう、防災訓練等の機会を活用し、広く啓発します。
- ◆ あかちゃん防災への取り組みとして、備蓄品の充実や避難所の確保、物資の供給体制の強化を図ります。
- ◆ 地域防災計画に基づき、災害時に対応します。

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の概要

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として教育・保育提供区域を設定しなければならないとされています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して設定され、子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することになっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定します。

(3) 大月市における教育・保育提供区域

本計画では、上記の考え方を踏まえ、前計画において設定された提供区域を踏襲することとし、大月市内全域（1区域）を教育・保育提供区域とします。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、大月市内全域（1区域）とします。

2. 子ども数の将来予測

令和11年までの子ども数の将来予測は次のとおりです。

○●子ども数の将来予測●○

(単位：人)

	令和6年度 4月1日実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	57	54	49	48	44	42
1歳	57	57	54	49	48	44
2歳	75	58	58	55	50	49
3歳	63	75	58	58	55	50
4歳	88	66	79	61	61	58
5歳	99	90	68	81	63	63
6歳	89	103	94	71	85	66
7歳	96	89	103	94	71	85
8歳	115	96	89	103	94	71
9歳	114	116	97	90	104	95
10歳	109	114	116	97	90	104
11歳	106	109	114	116	97	90
合計	1,068	1,027	979	923	862	817

※独自推計

3. 幼児期の教育・保育事業

○●量の見込み設定についての考え方●○

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

○●教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策●○

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における幼児期の教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

（１）教育事業【１号認定・２号認定（教育）】

○●対象●○

１号認定の３～５歳児及び２号認定（保育の必要性あり）の３～５歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定される者

○●事業内容●○

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

○●量の見込みと確保の内容●○

（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	71	63	62	55	53
１号認定	71	63	62	55	53
２号認定 （教育ニーズ）	0	0	0	0	0
②確保の内容					
特定教育・保育	85	85	85	85	85
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	14	22	23	30	32

○●量の確保方策●○

- ◆ 令和６年度時点で、本市には１園の幼稚園があります。
- ◆ 量の見込みのピークである令和７年度の必要利用定員総数71人に対して、利用定員は85名となり計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

●●対象●●

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

●●事業内容●●

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

●●量の見込みと確保の内容●●

（単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）		161	143	139	125	119
②確保の内容	特定教育・保育	179	179	179	179	179
	特定地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）		18	36	40	54	60

●●量の確保方策●●

- ◆ 令和6年度時点で、本市には3園の保育所（園）、2園の認定こども園があります。
- ◆ 量の見込みのピークである令和7年度の必要利用定員総数161人に対して、利用定員の179名で上回っており計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 3号認定（0～2歳）

〇●事業内容●〇

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所（園）、認定こども園）

〇●量の見込みと確保の内容●〇

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	97	97	97	97	97
0歳児	10	10	10	10	10
1歳児	37	37	37	37	37
2歳児	50	50	50	50	50
②確保の内容					
特定教育・保育	121	121	121	121	121
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差（②－①）	24	24	24	24	24

〇●量の確保方策●〇

- ◆ 令和6年度時点で、本市には3園の保育所（園）、2園の認定こども園があります。
- ◆ 量の見込みのピークである必要利用定員総数97人に対して、利用定員の121名で上回っており計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

〇●0～2歳の保育利用率●〇

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	169	161	152	142	135
保育利用者（人）	97	97	97	97	97
保育利用率（％）	57.4	60.2	63.8	68.3	71.9

〇●認定こども園の普及に係る基本的な考え方●〇

- ◆ 子育て世代のニーズや働き方の多様化により保育需要の増加が見込まれることなどから、保育と教育が一体的に提供される認定こども園を視野に入れた整備を、推進していきます。

4. 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、実施時期及び確保の内容を次のとおりに設定します。

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保の内容	35	35	35	35	35
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差（②－①）	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、2箇所で実施されています。
- ◆ 量の見込みのピークである35人に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後学童クラブ）

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	212	207	190	183	167
1年生	57	52	39	47	36
2年生	45	53	48	36	43
3年生	45	42	48	44	33
4年生	34	28	26	30	28
5年生	21	21	18	17	19
6年生	10	11	11	9	8
②確保の内容	265	265	265	265	265
差(②-①)	53	58	75	82	98

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、7箇所で開催されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和7年度の212人に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	3	3	3
②確保の内容	1,825	1,825	1,825	1,825	1,825
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差（②－①）	1,821	1,821	1,822	1,822	1,822

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、「はなみずき」、「ひまわり」と2施設で実施しています。
- ◆ 利用希望があった場合は、2施設で対応します。
- ◆ トワイライトステイについては、必要に応じ実施します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

（単位：人回／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,463	4,252	4,014	3,750	3,565
②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、総合福祉センター内にある児童館にて、実施しています。
- ◆ 具体的な事業を開催する際は、企画段階で希望者（参加者）を集約して実施します。

(5) 一時預かり事業

●●事業内容●●

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので、保育園等で実施していきます。

①幼稚園における一時預かり

●●量の見込みと確保の内容●●

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5,700	5,059	4,935	4,417	4,220
1号認定の利用	5,700	5,059	4,935	4,417	4,220
2号認定の利用	0	0	0	0	0
②確保の内容	5,700	5,059	4,935	4,417	4,220
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
差(②－①)	0	0	0	0	0

●●量の確保方策●●

- ◆ 令和6年度時点で、3箇所で開催されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和7年度の5,700人日／年に対し、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

②その他（在園児対象型を除く）一時預かり

●●量の見込みと確保の内容●●

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	17	15	15	13	13
②確保の内容	17	15	15	13	13
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
差(②－①)	0	0	0	0	0

●●量の確保方策●●

- ◆ 令和6年度時点で、2箇所で開催されています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和7年度の17人日／年に対して、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25	23	22	20	19
②確保の内容	480	480	480	480	480
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)	455	457	458	460	461

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、大月市立中央病院で実施しています。
- ◆ 保育士1名、看護師1名で1日3名の預かり対応をしています。
- ◆ 量の見込みのピークである令和7年度の25人日／年に対して、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の必要な量は確保されています。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（小学生）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	190	185	173	164	154
②確保の内容	190	185	173	164	154
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ◆ 量の見込みのピークである令和7年度の190人日／年に対して、現在の供給体制で受入れが可能となっており、計画期間の必要な量は確保されています。

(8) 利用者支援事業

事業内容

子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後学童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、子ども家庭総合支援センターで実施しており、令和7年度からはこども家庭センターで対応していきます。
- ◆ 地域の実情に応じて定める区域ごとに設置し、子育てに関する相談の実施や必要な助言を行う「地域子育て相談機関」については、計画期間中において整備について検討します。

(9) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	58	58	55	55
②確保の内容	実施場所	妊婦が利用する医療機関			
	実施体制	医療機関との連携			
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
	実施時期	初期～妊娠23週目：4週間に1回 妊娠24週目～35週目：2週間に1回 妊娠36週目～分娩：1週間に1回			

量の確保方策

- ◆ 子育て健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		50	48	48	45	45
②確保の内容	実施体制	保健師5人、助産師1人				
	実施機関	子育て健康課 健康増進担当				

量の確保方策

- ◆ 子育て健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(11) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保の内容	実施体制	保健師5人、助産師1人				
	実施機関	子育て健康課 健康増進担当				

量の確保方策

- ◆ 子育て健康課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

○●事業内容●○

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

○●量の見込みと確保の内容●○

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	20	20	20	20	20
差(②－①)	10	10	10	10	10

○●量の確保方策●○

- ◆ こども家庭センターで対応していきます。

(13) 児童育成支援拠点事業

○●事業内容●○

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

○●量の見込みと確保の内容●○

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②－①)	0	0	0	0	0

○●量の確保方策●○

- ◆ 令和6年度時点で、当該事業の実績はありません。
- ◆ 必要に応じ実施します。

(14) 親子関係形成支援事業

事業内容

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

- ◆ 令和6年度時点で、当該事業の実績はありません。
- ◆ 必要に応じ実施します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	162	147	144	132	126
妊娠届出数(人)	54	49	48	44	42
1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
面談実施合計回数	162	147	144	132	126
②確保の内容	180	174	174	165	165
こども家庭センター	0	0	0	0	0
その他	180	174	174	174	174
差(②-①)	18	27	30	33	39

量の確保方策

- ◆ 子育て健康課が主管課として、対応していきます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

〇●事業内容●〇

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児または幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

〇●量の見込みと確保の内容●〇

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	8	8	8	8
0歳児	0	4	4	4	4
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2
②確保の内容	0	8	8	8	8
0歳児	0	4	4	4	4
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2
差（②－①）	0	0	0	0	0

〇●量の確保方策●〇

◆ 初狩保育所で実施します。

(17) 産後ケア事業

〇●事業内容●〇

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

〇●量の見込みと確保の内容●〇

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	24	21	21
②確保の内容	24	24	24	21	21
差（②－①）	0	0	0	0	0

〇●量の確保方策●〇

◆ 子育て健康課が主管課として、対応していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○●事業内容●○

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

○●量の確保方策●○

- ◆ 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せ、小中学校の給食費が無償となっています。また、保育所の副食費も無償となっており、今後も国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

○●事業内容●○

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

○●量の確保方策●○

- ◆ 教育・保育ニーズの内容を把握しながら、求められる多様なサービス提供に応えられるよう、広域での対応を含め方策を検討します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使についての対応と施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

第6章 計画の推進に向けて

本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細かな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制の確立

本計画の推進にあたっては、家庭や地域、行政だけではなく、幼稚園や保育所（園）、認定こども園、学校、その他の関係機関と連携し、横断的に取り組める体制を確立します。

(2) 情報提供・周知

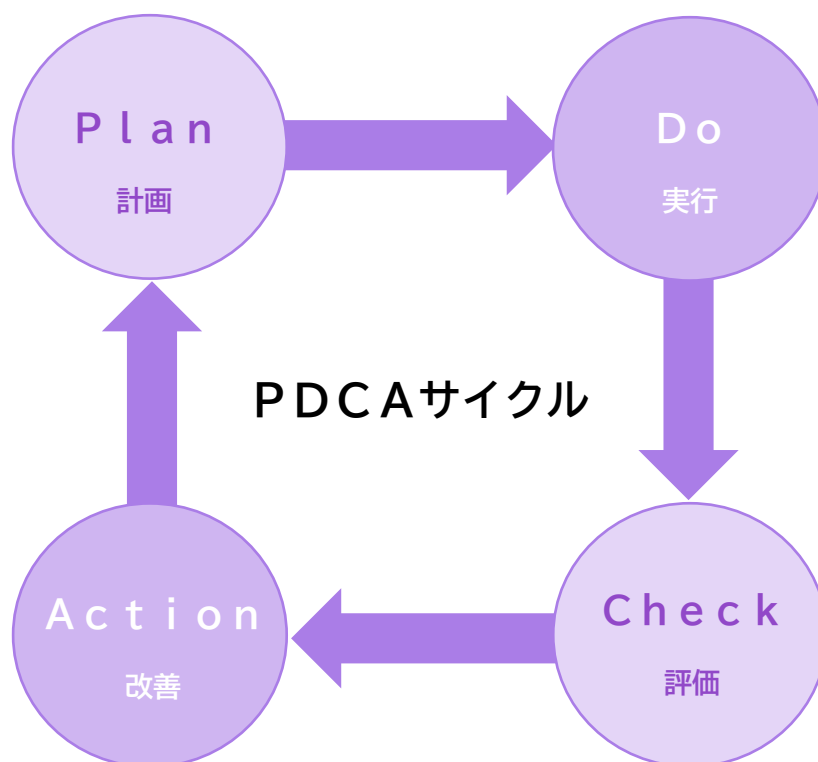
子育て支援に関する情報を、広報や市のホームページだけではなくSNS等の様々な情報媒体を活用して広報・啓発します。また、市民のニーズを捉えながら必要な情報が必要な市民に届くよう工夫・改善を行います。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後も全ての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画の施策の進捗状況・進行管理については、施策の進捗状況を把握し、改善する仕組みであるPDCAサイクルを確立し、効果的・効率的に計画を推進します。本市においては、施策について庁内連絡会議で検討を行い、子ども・子育て会議において確認・点検・評価した上で、施策、個別事業の改善につなげてより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。



資料編

1. 大月市子ども・子育て会議条例

○大月市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日
条例第36号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、大月市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼稚園及び保育園(所)の保護者会の代表
- (3) 幼稚園及び保育園(所)の代表
- (4) 公募による市民の代表
- (5) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を子育て会議の会議に出席させ、その意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子育て会議は、第2条の事務に係る専門的事項を調査及び審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 第6条各項の規定は、部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、同条各項中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て健康課において行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

第2条 この条例の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大月市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大月市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

小中学校適正配置審議会	委員	日額	3,000円
-------------	----	----	--------

」を「

小中学校適正配置審議会	委員	日額	3,000円
子ども・子育て会議	委員	日額	3,000円

」に改める。

附則(平成30年10月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和3年3月11日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和5年12月20日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大月市子ども・子育て会議条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2. 大月市子ども・子育て会議委員名簿（令和6年度）

	区分	役職	氏名
1	委員長	大月短期大学 学長	柳沢 幸治
2	副委員長	大月市教育委員	山崎 亜由子
3	委員	校長会代表	河端 雄一
4	委員	大月市社会福祉協議会 会長	白川 恵子
5	委員	幼稚園保護者代表	落合 茜
6	委員	認定こども園保護者代表	畠山 直子
7	委員	大月キリストの教会幼稚園 園長	佐野 繁美
8	委員	猿橋幼稚園 園長	仁科 美芳
9	委員	とりさわ認定こども園 園長	尾崎 公子
10	委員	大月保育園 園長	井上 健
11	委員	真木保育園 園長	槇野 晋平
12	委員	令和にこにこ園 理事長	鈴木 龍子

順不同・敬称略

3. 第3期大月市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日時	策定経過
令和6年1月22日～2月13日	子ども・子育て支援に関するニーズ調査 (対象者：就学前児童510世帯、小学生680世帯)
令和6年8月21日	令和6年度 第1回大月市子ども・子育て会議 (1) 令和5年度大月市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について (2) 第3期大月市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (3) その他
令和7年2月20日	令和6年度 第2回大月市子ども・子育て会議 (1) 第3期大月市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2) 初狩保育所の整備について (3) その他
令和7年2月28日～3月17日	パブリックコメントの実施

第3期 大月市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：大月市

企画・編集：大月市 市民生活部 子育て健康課

〒401-8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号

TEL：0554-23-8032

FAX：0554-22-6422

HP：<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>